

学 生 便 覧

令和8(2026)年度版



学校法人筑波学園

アール医療専門職大学

リハビリテーション学部

理学療法学科・作業療法学科

目次

1	学年歴	01
2	建学の精神と沿革	06
	(1) 学校法人筑波学園の理念	
	(2) 建学の精神に基づく教育活動	
	(3) 法人の沿革	
3	アール医療専門職大学の教育理念	07
	(1) 養成する人材像	
	(2) ディプロマ・ポリシー	
	(3) カリキュラム・ポリシー	
	(4) アドミッション・ポリシー	
4	学生生活の手引き	09
	(1) 基本理念	
	(2) 服装等について	
	(3) 喫煙について	
	(4) 感染症予防について	
	(5) 通学について	
	(6) 歩行者の交通ルールについて	
	(7) 設備使用について	
	(8) 講義について	
	(9) 清掃について	
	(10) 挨拶の奨励について	
	(11) 大学生生活上得られた情報の保護について	
	(12) 学生証	
	(13) キャンパス・ハラスメント	
	(14) 学生事務窓口対応	
5	学習の手引き	14
	(1) 学習の心構え	
	(2) 授業進行について	
	(3) 授業について	
	(4) 授業計画（シラバス）について	
	(5) 臨床実習について	
	(6) 履修について	
	(7) 考査（試験）及び認定評価	
	(8) 進級及び卒業について	
	(9) 業料の納付について	
	(10) 休学時、復学時、留年時の授業料等について	
	(11) 留年者の再履修年次における費用について	
6	教育課程・カリキュラム表	21
	(1) 理学療法学科	
	(2) 作業療法学科	
7	図書館の利用	27
8	図書館内案内	28
9	学則	29
10	履修規程および細則	43
11	建物平面図	49
12	学校法人筑波学園キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン	62
13	専任教員名簿	64

1 学年歴

令和8年度 1年次生学年歴 (学科共通)

〈前期〉							〈後期〉										
	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土		
4月				1	2	3	4	4/1入学式 4/2-3新学期オリテ・健康診断 4/9-4/10宿泊オリエンテーション	9月	27	28	29	30	1	2	3	9/27後期授業開始
	5	6	7	8	9	10	11		10月	4	5	6	7	8	9	10	10/12祝日授業
	12	13	14	15	16	17	18		11月	1	2	3	4	5	6	7	11/3祝日授業
	19	20	21	22	23	24	25		11月	8	9	10	11	12	13	14	11/13授業日(茨城県民の日)
	26	27	28	29	30				11月	15	16	17	18	19	20	21	11/23祝日授業 11/27アール祭 11/29早期体験実習(PT)
5月						1	2	4/29祝日授業 5/8PM 防災訓練	12月			1	2	3	4	5	12/13早期体験実習(PT)
	3	4	5	6	7	8	9		12月	6	7	8	9	10	11	12	12/26-1/4全館休館
	10	11	12	13	14	15	16		1月	13	14	15	16	17	18	19	
	17	18	19	20	21	22	23		1月	20	21	22	23	24	25	26	
	24	25	26	27	28	29	30		1月	27	28	29	30	31			
6月	31	1	2	3	4	5	6	7/20祝日授業 7/27-31補講期間	2月					1	2	1/24早期体験実習(PT) 1/26-29補講期間	
	7	8	9	10	11	12	13		2月	3	4	5	6	7	8	9	2/1-5後期末試験期間
	14	15	16	17	18	19	20		2月	10	11	12	13	14	15	16	2/8-13早期体験実習
	21	22	23	24	25	26	27		2月	17	18	19	20	21	22	23	2/14早期体験実習(PT) 2/15-19後期末追再試験
	28	29	30						3月	24	25	26	27	28	29	30	
7月				1	2	3	4	8/3-7前期末試験期間 8/8-17全館休館 8/18-21前期追再試験期間 8/24-28通所訪問リハ実習	3月	31	1	2	3	4	5	6	3/12卒業式
	5	6	7	8	9	10	11		3月	7	8	9	10	11	12	13	
	12	13	14	15	16	17	18		3月	14	15	16	17	18	19	20	
	19	20	21	22	23	24	25		3月	21	22	23	24	25	26	27	
	26	27	28	29	30	31			3月	28	29	30	31				
8月							1	8/31-4通所訪問リハ実習 9/14-9/26早期体験実習(OT)									
	2	3	4	5	6	7	8										
	9	10	11	12	13	14	15										
	16	17	18	19	20	21	22										
	23	24	25	26	27	28	29										
9月	30	31															
			1	2	3	4	5										
	6	7	8	9	10	11	12										
	13	14	15	16	17	18	19										
	20	21	22	23	24	25	26										

1. 授業日は■で示す。
2. ■は学校行事のある日を示す。
3. 試験期間は■で示し、追再試験期間は■で示す。

令和8年度 2年次生学年暦 (学科共通)

〈前期〉

	日	月	火	水	木	金	土	
4月				1	2	3	4	4/1前期開始 新学期オリエンテーション
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30			4/29祝日授業
5月						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	5/8PM 防災訓練
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
6月	24	25	26	27	28	29	30	
	31	1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
7月	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30					
				1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11	
8月	12	13	14	15	16	17	18	7/20祝日授業
	19	20	21	22	23	24	25	7/27-31補講期間
	26	27	28	29	30	31		
							1	8/3-7前期末試験期間
9月	2	3	4	5	6	7	8	8/3-7前期末試験期間
	9	10	11	12	13	14	15	8/8-17全館休館
	16	17	18	19	20	21	22	8/18-21前期追再試験期間
	23	24	25	26	27	28	29	8/24-28臨床実習Ⅰ
	30	31						8/31-4臨床実習Ⅰ
10月			1	2	3	4	5	8/31-4臨床実習Ⅰ
	6	7	8	9	10	11	12	9/9-11のうち2日間 解剖実習 (筑波大学)
	13	14	15	16	17	18	19	9/14-26早期体験実習 (OT)
	20	21	22	23	24	25	26	

〈後期〉

	日	月	火	水	木	金	土	
9月	27	28	29	30	1	2	3	9/27 後期授業開始
10月	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17	10/12祝日授業
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31	
11月								
	1	2	3	4	5	6	7	11/3祝日授業
	8	9	10	11	12	13	14	11/13授業日(茨城県民の日)
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	11/23祝日授業 11/27アール祭 11/29早期体験実習 (PT)
12月	29	30						
			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	12/13早期体験実習 (PT)
	13	14	15	16	17	18	19	12/26-1/4全館休館
1月	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30	31			
						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	
2月	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
	24	25	26	27	28	29	30	1/26-29補講期間 1/24早期体験実習 2/1-5後期末試験期間
	31	1	2	3	4	5	6	
3月	7	8	9	10	11	12	13	2/8-13早期体験実習 (PT)
	14	15	16	17	18	19	20	2/14早期体験実習 (PT)
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	1	2	3	4	5	6	
4月	7	8	9	10	11	12	13	3/12卒業式
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30	31				

1. 授業日は■で示す。
2. ■は学校行事のある日を示す。
3. 試験期間は■で示し、追再試験期間は■で示す。

令和8年度 3年次生学年暦 (学科共通)

〈前期〉

	日	月	火	水	木	金	土	
4月				1	2	3	4	4/1前期開始 新学期オリエンテーション
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30			4/29祝日授業
5月						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	5/8PM 防災訓練
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
6月	24	25	26	27	28	29	30	
	31	1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
7月	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30					
				1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11	
8月	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	7/20祝日授業
	26	27	28	29	30	31		7/27-31補講期間
							1	8/3-7前期末試験期間
	2	3	4	5	6	7	8	8/8-17全館休館
9月	9	10	11	12	13	14	15	8/18-21前期追再試験期間
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31						
9月			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	

〈後期〉

	日	月	火	水	木	金	土	
9月	27	28	29	30	1	2	3	9/27 後期授業開始
10月	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17	10/12祝日授業
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31	
11月								
	1	2	3	4	5	6	7	11/3祝日授業
	8	9	10	11	12	13	14	11/13授業日(茨城県民の日)
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	11/23祝日授業 11/27アール祭
12月	29	30						
			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
1月	27	28	29	30	31			12/26-1/4全館休館
						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	
2月	24	25	26	27	28	29	30	1/26-1/29後期期末試験
	31	1	2	3	4	5	6	2/1-5後期末追再試験期間
	7	8	9	10	11	12	13	2/8-3/5実習Ⅱ
	14	15	16	17	18	19	20	
3月	21	22	23	24	25	26	27	
	28	1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	3/12卒業式
	14	15	16	17	18	19	20	
3月	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30	31				

1. 授業日は■で示す。
2. ■は学校行事のある日を示す。
3. 試験期間は■で示し、追再試験期間は■で示す。

令和8年度 4年次生学年暦（理学療法学科）

〈前期〉

	日	月	火	水	木	金	土	
4月				1	2	3	4	4/1前期開始 新学期オリエンテーション
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30			4/29祝日授業
5月						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	5/8PM 防災訓練
	10	11	12	13	14	15	16	5/11-6/26実習Ⅲ
	17	18	19	20	21	22	23	
6月	24	25	26	27	28	29	30	
	31	1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
7月	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30					
				1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11	
8月	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	7/20祝日授業
	26	27	28	29	30	31		7/27-31補講期間
							1	8/3-7前期末試験期間
9月	2	3	4	5	6	7	8	8/3-7前期末試験期間
	9	10	11	12	13	14	15	8/8-17全館休館
	16	17	18	19	20	21	22	8/18-21前期追再試験期間
	23	24	25	26	27	28	29	8/24-10/9実習Ⅳ
	30	31						
10月			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	
11月	27	28	29	30				
						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	11/3祝日授業
	10	11	12	13	14	15	16	11/13授業日(茨城県民の日)
12月	17	18	19	20	21	22	23	
	24	25	26	27	28	29	30	
	1	2	3	4	5	6	7	11/23祝日授業 11/27アール祭
1月	8	9	10	11	12	13	14	
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	
	29	30						
2月			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	12/26-1/4全館休館
	20	21	22	23	24	25	26	
3月	27	28	29	30	31			
						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
4月	17	18	19	20	21	22	23	1/18-1/19 後期期末試験
	24	25	26	27	28	29	30	1/25-1/26後期追再試験
	31	1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
5月	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	3/12卒業式
6月	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30	31				
7月								

〈後期〉

	日	月	火	水	木	金	土	
9月	27	28	29	30	1	2	3	8/24-10/9実習Ⅳ
10月	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17	10/12祝日授業
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31	
11月								
	1	2	3	4	5	6	7	11/3祝日授業
	8	9	10	11	12	13	14	11/13授業日(茨城県民の日)
	15	16	17	18	19	20	21	
12月	22	23	24	25	26	27	28	11/23祝日授業 11/27アール祭
	29	30						
			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	
1月	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	12/26-1/4全館休館
	27	28	29	30	31			
						1	2	
2月	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	1/18-1/19 後期期末試験
	24	25	26	27	28	29	30	1/25-1/26後期追再試験
3月	31	1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
4月	28	1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	3/12卒業式
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
5月	28	29	30	31				

1. 授業日は■で示す。
2. ■は学校行事のある日を示す。
3. 試験期間は■で示し、追再試験期間は■で示す。

令和8年度 4年次生学年暦（作業療法学科）

〈前期〉

	日	月	火	水	木	金	土	
4月				1	2	3	4	4/1前期開始 新学期オリエンテーション
	5	6	7	8	9	10	11	
	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	
	26	27	28	29	30			
5月						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	5/8PM 防災訓練
	10	11	12	13	14	15	16	5/11-7/3実習Ⅲ
	17	18	19	20	21	22	23	
6月	24	25	26	27	28	29	30	
	31	1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
7月	21	22	23	24	25	26	27	
	28	29	30					
				1	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11	
7月	12	13	14	15	16	17	18	
	19	20	21	22	23	24	25	7/20祝日授業
	26	27	28	29	30	31		7/27-31補講期間
8月							1	
	2	3	4	5	6	7	8	8/3-7前期末試験期間
	9	10	11	12	13	14	15	8/8-17全館休館
	16	17	18	19	20	21	22	8/18-21前期追再試験期間
	23	24	25	26	27	28	29	8/24-10/16実習Ⅳ
30	31							
9月			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	

〈後期〉

	日	月	火	水	木	金	土	
9月	27	28	29	30	1	2	3	8/24-10/16実習Ⅳ
10月	4	5	6	7	8	9	10	
	11	12	13	14	15	16	17	
	18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31	
11月								
	1	2	3	4	5	6	7	11/3祝日授業
	8	9	10	11	12	13	14	11/13授業日(茨城県民の日)
	15	16	17	18	19	20	21	
	22	23	24	25	26	27	28	11/23祝日授業 11/27アール祭
29	30							
12月			1	2	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	
	20	21	22	23	24	25	26	12/26-1/4全館休館
27	28	29	30	31				
1月						1	2	
	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	23	1/18-1/19 後期期末試験
24	25	26	27	28	29	30	1/25-1/26後期追再試験	
2月	31	1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
3月	28	1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	3/12 卒業式
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	
28	29	30	31					

1. 授業日は■で示す。
2. ■は学校行事のある日を示す。
3. 試験期間は■で示し、追再試験期間は■で示す。

2 建学の精神と沿革

(1) 学校法人筑波学園の建学の精神と理念

笑顔あふれる学び舎で、社会から真に必要なとされる人間性豊かな専門職の育成を目指します。

(2) 建学の精神に基づく教育活動

専門職大学は学術の習得に基づき職業能力の獲得を重視の大学です。卒業生には「すぐに実践適応できる」専門職として、現場の最前線に立ち、将来的には働く場でのリーダーとしての活躍が期待されています。いわば、身近にある健康を守り育てるリハビリテーションの日々の充実に直結する期待です。従いまして、その期待は国民が「安全で幸せな生活」を求めるための土台となる期待にもつながっています。

このような社会の期待に応え得る卒業生を世に送り出すために、本学の建学の精神に基づき、以下の行動目標を土壌とした教育活動を重視しています。

4つの行動目標

① 明るい挨拶とさわやかな返事を実行します。

将来、医療福祉に従事するにあたり、人の生命、人との深い関わりの中で深い信頼関係を築く人として育つために、教職員と学生が笑顔で元気よく挨拶することを大切にしています。元気なあいさつを体現し、挨拶の重要性を理解し身に付けるため、**オアシス運動**という**あいさつ運動**を行っています。

② 良い生活習慣を実践し、健康なからだと心を造ります。

決して楽ではない4年間の学修期間を送るためには、健康であることが第一です。食事・運動と活動・睡眠の好循環を保つ良い生活習慣を身につけます。良い生活の促しとして、教職員と共に教室などの**清掃活動**を**オアシス運動**の一環として行っています。医療福祉の現場は日々清掃活動が必要です。自らの学び舎をきれいにすることは、将来に医療福祉の現場で働く者の「きれいで整理整頓されていることが当然」という意識として大切なことです。

③ 自ら考え、自ら行動し、学修と自己の成長に努めます。

大学には「強制」という考えはありません。皆さんの自主性に基づく行動が全てです。教職員が援助するのは、この「自主性」であり権威による義務ではありません。「自主性」について迷いや疑問があれば、いつでも教職員にご相談ください。

④ どんな事にも感謝できる心を育て、小さな約束も大切に、共に学び、共に働きます

「ありがとう」という言葉を大切に、多く使えば、感謝と信頼関係は深まります。意識してください。

(3) 学校法人筑波学園の沿革

昭和60年3月	学校法人戸谷学園 設置認可
昭和60年4月	筑波情報ビジネス専門学校 開校
昭和60年12月	学校法人筑波学園に改称
平成10年4月	アール福祉専門学校(介護福祉学科) 開校
平成13年4月	アール医療福祉専門学校に改称
平成13年4月	アール医療福祉専門学校(理学療法学科・作業療法学科) 新增設
平成15年4月	アール情報ビジネス専門学校に改称
平成21年4月	アール医療福祉専門学校(看護学科) 新增設
平成30年4月	アール医療福祉専門学校(日本語学科) 新增設
平成31年4月	アール情報ビジネス専門学校 学生募集停止
令和2年4月	アール医療福祉専門学校(医療事務学科・ITビジネス学科) 新增設
令和3年3月	アール情報ビジネス専門学校 廃止
令和3年4月	アール医療福祉専門学校(理学療法学科・作業療法学科) 学生募集停止
令和4年4月	アール医療専門職大学 開学
令和5年4月	アール医療福祉専門学校(ITビジネス学科から総合ビジネス学科) 改称
令和6年4月	児童発達支援アールプラス 開設

3 アール医療専門職大学の教育理念

本学の建学の精神である「笑顔あふれる学び舎で、社会から真に必要なとされる人間性豊かな専門職の育成を目指す」の下、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、専門性を求められる職業を担うための応用的な能力を展開して、豊かな人間性と職業倫理を備え、障害のある幼児、児童等もしくは地域在住高齢者の支援ができる人材を養成するための教育ならびに研究を実践し、全員参加型社会の実現に貢献することを目的としています。

(1) 養成する人材像

リハビリテーション学部は、「保健医療専門職としての責任感と使命感を持ち、高度な専門知識に基づく確かな技術を実践するとともに、全員参加型社会の実現に向けて支援するために、医療提供施設だけの臨床実践能力に留まらず、地域との連携を意識した臨床実践能力を有することができる創造力豊かなリハビリテーション専門職業人を養成する。」ことを養成する人材像として掲げています。

(2) ディプロマ・ポリシー (DP: 卒業認定・学位授与の方針)

【リハビリテーション学部】

- ① 地域に暮らす多様な価値観を持った人々への生活・文化を尊重することができる。
- ② 豊かな人間性と倫理観を備えることができる。
- ③ 良好なコミュニケーションをとり、協調性に優れ周囲の人に寄り添うことができる。
- ④ 理論に裏付けられた知識や技術を有し、科学的な考えと共に適切なリハビリテーションを実践することができる。
- ⑤ 自らを律しながら常に探求心と目的意識と目標を持ち、専門職業人として使命感を持ちながら日々成長をめざし、自己学習を推進することができる。
- ⑥ 地域や世代における様々な生活上の健康課題を把握し、解決するために真摯に取り組むことができる。
- ⑦ 課題解決のための研究能力を有し、主体性と創造性をもって行動することができる。
- ⑧ 障害のある幼児、児童等もしくは地域在住高齢者の支援に貢献することができる。
- ⑨ 事業やプロジェクトをマネジメントする必要性について考え、マネジメントすることができる。

【理学療法学科】

- ① 多様な価値観を理解しながら尊重し、倫理観を持って対象者の生活を支援できる能力を有している。
- ② 理学療法士として高いレベルでのコミュニケーション能力を有し、様々な分野の専門職業人と協働することができる。
- ③ 理学療法学分野における理論に裏付けられた専門的知識と技能を有し、科学的根拠に基づいて臨床的課題を発見・解決できる能力を有している。
- ④ 理学療法士として地域社会に貢献したいという思いが強く、常に努力することができる。
- ⑤ 理学療法士として自らを律し、使命感と責任感を身に付け、課題解決のための研究能力を有しながら、自ら学び続けられる。
- ⑥ 理学療法士として障害のある幼児、児童等もしくは地域在住高齢者の支援に貢献できる。
- ⑦ 事業やプロジェクトをマネジメントする必要性について考え、マネジメントすることができる。

【作業療法学科】

- ① 人を尊び、多様な価値観を理解し、人の輪の中で守るべき秩序を持って、地域住民に対して身体的・精神的苦痛に寄り添うことができる能力を有している。
- ② 作業療法士として地域住民を取り巻く多職種と信頼関係を築く為の円滑なコミュニケーション能力を有し、様々な分野の専門職業人と課題を共有して協働することができる。
- ③ 作業療法学分野における専門的知識と技能を有し、臨床的課題を発見・解決でき、科学的根拠に基づいた最適な実践能力を有している。
- ④ 作業療法士として地域社会に貢献したいという思いが強く、幅広い教養と柔軟な発想力を持って、常に努力することができる。
- ⑤ 作業療法士として変化し得る様々な課題に対して、使命感と責任感のもとで自ら学び続ける探求心を持ち、研究することができる。
- ⑥ 作業療法士として地域で生活する障害のある幼児、児童等もしくは高齢者の課題に対して、新たな支援を展開して貢献できる。
- ⑦ 作業療法士としての専門分野の知識と事業やプロジェクトのマネジメントの知識を体系的に身につけ、新たな価値を創造するとともに地域で生活する障害のある幼児、児童等もしくは高齢者の支援に貢献できる。

(3) カリキュラム・ポリシー (CP: 教育課程編成・実施の方針)

【リハビリテーション学部】

- ① 社会人としての教養を深めながら豊かな人間性と倫理観を備え、地域に暮らす多様な価値観を尊重できる能力を養うために必要な科目を配置する。
- ② 保健医療福祉に関わる人材に必要なコミュニケーション能力を有し、他職種と協調性を持って関係性を築くために必要な能力を養うために必要な科目を配置する。
- ③ リハビリテーション専門職として必要な専門的知識や技術を修得し、健康に関する課題解決に向けて創造する

能力を養うために必要な科目を配置する。

- ④ 主体的に学修する能力と自己研鑽を続け、自己成長できる能力を養うために必要な科目を配置する。
- ⑤ 理学療法士・作業療法士として障害のある幼児、児童等の教育支援もしくは地域在住高齢者の健康支援ができるために必要な能力を養うために必要な科目を配置する。

【理学療法学科】

- ① 豊かな人間性と倫理観を備え、地域に暮らす多様な価値観を創造し尊重できる能力を養うために一般教養や地域の生活・文化に関する科目を配置する。
- ② 理学療法士として求められるコミュニケーション能力を有し、他職種間で協働できる能力を養うために一般教養や良好な対人関係を築けるための科目を配置する。
- ③ 理学療法士として理論に裏付けられた必要な知識や技術を修得し、地域社会の人びとのそれぞれの健康レベルに応じて科学的根拠に基づいた問題発見・解決できるように必要な能力とその課題解決のために、理学療法士として必要な体系的な専門知識と技術ならびに課題解決のために、必要な研究能力を養うための科目を配置する。
- ④ 理学療法士として、地域社会に貢献したい気持ちを持ち続けるために、地域社会と関わる科目を配置する。
- ⑤ 理学療法士として自らを律し、主体的に学び続けるために能動的な学びを保障するための臨床実践ができる科目を配置する。
- ⑥ 理学療法士として障害のある幼児、児童等の教育支援もしくは地域在住高齢者の健康支援ができるために、特別支援等の教育や高齢者の健康に関する科目を配置する。
- ⑦ 事業やプロジェクトをマネジメントする必要性について考え、マネジメントすることができるために、組織の管理や運営推進に関する科目を配置する。

【作業療法学科】

- ① 人を尊び、多様な価値観を理解し、人の輪の中で守るべき秩序を持って、人と接することができる能力を養うために、一般教養や地域の生活・文化に関する科目を配置する。
- ② 作業療法士としての信頼関係を築く為の円滑なコミュニケーション能力を持ち、様々な専門職業人と課題を共有して協働できる能力を養うために、一般教養や良好な対人関係を築けるための科目を配置する。
- ③ 作業療法士として専門的知識と技術を修得し、臨床的課題を発見し科学的根拠に基づいて臨床的課題を解決できる能力を養うために、作業療法士として必要な体系的な専門知識と技術ならびに課題解決のために必要な研究能力を養うための科目を配置する。
- ④ 作業療法士として地域社会に貢献したいという思いが強く、幅広い教養と柔軟な発想力を持つために、一般教養や地域社会と関わる科目を配置する。
- ⑤ 作業療法士として使命感と責任感のもとで自ら学び続ける探求心を持つために、使命感や責任感の学びを保障するための臨床実践ができる科目を配置する。
- ⑥ 作業療法士として地域で生活する障害のある幼児、児童等もしくは高齢者の課題に対して、新たな支援を展開して貢献できる能力を養うために、特別支援等の教育や高齢者の健康に関する科目を配置する。
- ⑦ 事業やプロジェクトをマネジメントする必要性について考え、マネジメントすることができるために、組織の管理や運営推進に関する科目を配置する。

(4) アドミッション・ポリシー (AP: 入学者受入れの方針)

【リハビリテーション学部】

- ① 高等学校までに身に付けるべき基礎的な知識・能力を有する人
- ② 自分の行動に責任を持ち、自ら考え、自ら問題を見つけ、これを解決できる人
- ③ 幅広い人間性、柔軟性と協調性を有し、周囲の人と良好な関係を保つことができる人
- ④ 専門分野への探求心を持ち、社会の変化に合わせて自分を進化させることができる人
- ⑤ 保健医療福祉に対する意欲や関心が高く、この分野に貢献したいという目的意識と情熱を持つ人

【理学療法学科】

- ① 高等学校までに身に付けるべき基礎学力及び学習能力を有する人 (知識・技能)
- ② 学んだ知識や教養をもとに思考を深めて論理的に判断ができる人 (思考力・判断力・表現力)
- ③ 思いやりや協調性を有し、周囲と協働して社会に貢献できる人間性を持つ人 (主体性・多様性・協働性)
- ④ 常に探求心と向上心を備え、継続して学習に取り組むことができる人 (探求心)
- ⑤ 保健医療福祉分野に関心があり、理学療法士になろうとする高い意欲と、社会に貢献しようという熱意と意欲を持つ人 (関心・意欲)

【作業療法学科】

- ① 高等学校までに身に付けるべき基礎学力及び学習能力を有する人
- ② 柔軟な視点をもって論理的に考え科学的な根拠に基づき適切に判断し、課題や問題を解決することができる人
- ③ 他者を理解し他者と協調性をもって連携・協働しつつ、自己中心的にならず自分の考えや行動に責任を持つ人
- ④ 自ら学ぶ姿勢を持ち続け、探求心をもって学修に積極的に取り組むことができる人
- ⑤ 保健医療福祉分野に関心があり、作業療法士になろうとする高い意欲と、社会に貢献しようという熱意と意欲を持つ人

4 学生生活の手引き

(1) 基本理念

理学療法学科・作業療法学科の学生にとっては、理学療法・作業療法の専門家を目指し学習することが本分であり、それは将来的に人の生命、人生に深く関わる仕事に就くことを意味しています。そこでは、専門家としての知識、技術はもとより、よりよい人格者としての道を歩むことも求められます。従って普段から、専門家となるための学習に励むと同時に、規律正しく学生として相応しい学生生活を送り、将来に備える必要があります。

本学は授業の内容だけを学ぶところではなく、人間性を磨く場でもあります。学修に加えて人間性を磨いてはじめて学位記と国家受験資格を手にすることができます。生活習慣を良く律し、楽しく意欲的に可能性に挑戦しましょう。

(2) 服装等について

服装などについては学生としての本分を逸脱しないようにし、かつ将来医療・福祉従事者になる自覚をもって各自で律してください。その上で以下について注意事項を定めますので、各自が判断の上で自分自身を律することを願います。

① 靴について

- ・ 本学は二足制ですので、外履きと内履きを区別してください。
- ・ スリッパ、サンダル等のかかとの無い履物による通学、ならびに学内での着用は避けてください。
- ・ 汚染・破損の著しい靴、かかとを踏みつけた靴の着用は避け、清潔感のある靴の着用を心掛けてください。

② 服装・装飾・頭髪について

- ・ 講義を受けるにふさわしく、過度に華美ではない服装・装飾・頭髪に心掛けてください。
- ・ ダメージや汚損、過度な露出など、他人に不快感・違和感を与える可能性のある服装・装飾はさけてください。
- ・ 実技の時間のために動きやすい服装・装飾・頭髪を準備してください。

(3) 喫煙について

本学では、自他に健康被害をおよぼす喫煙そのものを行わない生活を推奨しています。将来、医療・福祉職に就く人としては当然の生活習慣ですので、以下のルールを遵守してください。遵守しない場合は、懲戒となる可能性がありますので注意してください。

- ① 20歳未満の学生は全ての生活において喫煙はできません。
- ② 20歳以上の学生においても喫煙しない生活を目指してください。
- ③ 大学敷地内および大学の近隣地域（公園、路上、新川沿い、学校駐車場、空き地など）を全面禁煙とします。
- ④ 喫煙者である場合は、灰皿のある場所に限定することは言うまでもありませんが、歩きながらのタバコ、タバコのポイ捨て、喫煙所の占領など、周りの方々に不快感を与えるような喫煙行動は厳禁とします。

(4) 感染症予防について

専門職を目指す者として、大学生生活においても感染症予防を履行し、健康維持に努めてください。通学前に発熱や体調不良を感じた場合、必ず大学へ報告し教員の指示を仰いでください。学内での発症は、健康支援室で対応いたします。

(5) 車両を使った通学について

- ① 自家用車、バイク、自転車、その他の軽車両で通学する場合、必ず事務局に届け出て許可を得てください。
- ② 著しい交通マナー違反があった場合には、許可を取り消すことがありますので日々注意をお願いします。
- ③ 学生駐車場を使用する場合は、許可証を発行します。駐車時に、ダッシュボード上に駐車許可証を掲示してください。掲示のない自家用車は無断駐車とみなします。車両を交換した場合は、速やかに変更届を事務局に提出してください。
- ④ 駐輪場を使用できるのは、自転車・電動自転車・排気量50cc以下でかつサイズが185.5cm(全長)×68.5cm(幅)以内のバイク・原付・スクーターとします。キックボード、電動キックボードは使用不可とします。
- ⑤ 50ccを超える自動二輪車については、自家用車と同じ扱いとなり、駐車場の確保が必要となります。
- ⑥ 自家用車は、所定の(契約した)場所に駐車し、路上駐車、他の施設(契約者以外の学生駐車場、ラーメン魅力屋、新鮮市場、Kohoku Hotel、PC DEPOT、カラオケスタジオまねきねこ、新川沿い等)への無断駐車は厳禁とします。違反の場合は懲戒の対象となります。
- ⑦ 自転車の走行にあつては自転車の交通ルールを遵守してください。歩行者と同様ではないことを自覚してください。

- ⑧ 駐車場・駐輪場での事故、盗難については、大学で責任を負いかねます。各自施錠、盗難防止に注意してください。
- ⑨ 通学時、駐車場・駐輪場における事故等については事務局まで報告してください。

(6) 歩行通学者の交通ルールについて

歩行者にも、自転車・自動車と同様に道路利用者として守るべき交通ルールがあります。「自分は歩行者だから守られるべき」と過信せず、自分と他人の身を守るために交通ルールを守ってください。交通ルール違反に対して、注意を喚起しても応じない場合は、懲戒の対象となります。以下に参考になる法令を示します。

- ① 歩道通行(道路交通法10条第2項)
歩道や路側帯がある道路での歩道や路側帯を通行。道路に広がって通行しない。
- ② 右側通行(道路交通法10条第1項)
歩道や路側帯がない道路での道路の右側端に寄っての通行。
- ③ 信号を守る(道路交通法第7条)
信号機の指示を守る。歩行者用信号機がない場合は、自動車の信号機の指示に従う。歩行者信号機で青信号が点滅しているときに横断を始めない・横断中は速やかに横断を終るか引き返す。
- ⑤ 横断歩道を渡る(道路交通法12条第1項)
横断歩道がある道路では、横断歩道を渡る。横断の際には必ず左右を確認。

(7) 大学設備使用について

各教室、実習室、トイレ、ロッカー室、廊下、ロビー等を使用の際、無駄な電気の使用をしないよう学生各自が常に注意してください。特に最後に使用した者は空調機器、電灯、換気扇及び各種教材機器のスイッチを必ず切ってください。また、各教室、実習室、トイレ、ロッカー室、廊下、ロビー等を最後に使用した者は、窓の施錠をお願いします。施錠が必要な箇所については出入口の施錠を必ず行なってください。学生の校舎への出入りは、学生通用口を利用してください。また、通常は非常口の使用は厳禁とします。

1階ホール(正面玄関横)応接スペースでの飲食は禁止します。飲食は教室、3階学生ホールに限定します。その他の各設備の利用に関しては、以下のとおりとします。詳細は各教室、実習室等にて定められたルールに従ってください。

ア 実習室の利用について

- ① 授業時間内での利用は、担当教員の指示に従ってください。
- ② 授業時間外の使用は、事務局に問い合わせて鍵を受け取り、施錠後に速やかに返却してください。
- ③ 基礎医学実習室の人体モデル、生理学実験機器の扱いについては細心の注意を払い、破損、故障、紛失等に気をつけてください。その他の教室の教材備品、機器の取り扱いについても同様に注意して扱ってください。
- ④ 破損、故障、紛失等が発生した場合は、速やかに担当教員まで報告してください。また、無理な扱い、操作はせず、不明なときは担当教員に尋ねてください。

イ エレベーター使用について

学生のエレベーター使用は原則として禁止します。ただし、身体に支障のある者、実習備品等の運搬の際には必要に応じて許可します。

ウ 教室の使用について

教室は日常より清潔に使用し、飲食物、ゴミを放置せず、定期的に清掃をお願いします。私物は携行するかロッカーを使用して保管してください。ロッカーの上部を私物で占有しないでください。

黒板やホワイトボードのふき取りも気づく範囲で自主的に行ってください。多くの時間を過ごす空間ですので、健康的清潔な環境保持に気をつけてください。

(8) 講義について

- ① 学生は講師の入室を静かに着席してお待ちください。
- ② 講義中は、授業進行の妨げとなる私語、振る舞いは厳禁です。お互いが注意しあいましょう。

- ③ 講義中のスマートフォン・携帯電話等は、講義以外の目的(LINE・SNS・メール・ゲーム・ネットサーフィン・画像閲覧等)で使用しないでください。
- ④ 講義中に入出入りする時は、教員にその理由を申告してください。

(9) 清掃について

ゴミは所定の場所に分別し、職員通用口横のゴミ捨てボックス(可燃・不燃)及び看護棟駐車場水道脇(缶・ビン・ペットボトル)に捨ててください。

床にテキストやノート、資料を置かず、自分のロッカーに保管してください。各教室には個人のロッカー以外の場所に残留物がないように持ち帰ってください。残留物がはなはだしい場合・注意しても改善しない場合は大学側で処分します。

(10) 挨拶の奨励について

本学では、各自が誰にでも(学生間、対教職員、対学外者)分け隔てなく、すすんで挨拶を行うことを推奨しています。挨拶はコミュニケーションの始まりです。将来、人と関わる職業を目指す者として、学生のうちから挨拶を心がけましょう。

(11) 大学生生活上得られた情報の保護について

医療福祉の専門家は、個人情報保護に関する法律を厳格に運用し、守秘義務が課せられている職業です。実習等において、学生が得た個人情報にも厳格な管理を求められる場面が存在します。よって本学では、通常の生活においても以下の個人情報保護の方針を意識しながら生活することを求めます。

① 個人情報の収集、利用及び提供

個人情報などについて、正当な目的及び当事者の許可無く取得、使用、もしくは開示等は一切行ってはいけません。これには、映像や音声なども含まれます。よって、許可なく撮影(カメラ・ビデオ・携帯電話など)、録音をすることは禁止します。デジタル媒体への複写(コピー)も同様です。また、情報の収集に当たり、不正アクセス等の不当な手段を利用することを厳禁とします。

② 個人情報の取り扱い

知り得た情報は、その保管・使用を漏洩、紛失、毀損、改ざんなどの無いように、ハード・ソフトの両面から十分に留意してください。

③ 個人情報とソーシャルメディア

ソーシャルメディアが浸透する中、自分自身が意識する、しないに関わらず個人情報の漏洩・プライバシー侵害・守秘義務違反・名誉毀損などを行ってしまう危険性が高くなっています。X (旧Twitter)・Facebook・LINE・インスタグラム・TikTok・ブログ・ホームページ等を行っている学生は、情報をアップする前にその内容を十分に吟味し、必要な場合は相談してください。

④ 情報漏洩時の対応

万が一、自分自身が情報の漏洩を行ってしまった場合、速やかに事務局に報告を行ってください。また、情報漏洩を発見した場合も同様です。

⑤ 実習時の対応について

基本的に学内で意識すべきことと変わりはありません。また、実習前には別途「個人情報保護」に関する確認を行います。なお、実習においては、学生自身の個人情報を実習施設側に伝えますが、その対応については、別途実習前に案内いたします。

(12) 学生証

学生証は本学の学生であることを証明するものです。学生証は入学時に交付され、有効期間は在学中とします。

特に、次の場合は学生証が必要となります。

- ① 定期試験、追・再試験を受験するとき
- ② 各種証明書の申請をするとき
- ③ 図書館等の施設を利用するとき
- ④ 通学定期券を購入するとき
- ⑤ 本人確認が必要な書類や遺失物（忘れ物・落とし物）を事務局で受け取る時など

紛失その他の理由で学生証の再交付を受ける場合は、「**学生証明書再発行交付願**」を事務局に提出してください。

再発行には再発行料が発生します。なお、盗難・紛失の場合は悪用されることがあるので、最寄りの交番または警察署へ届けてください。

(13) キャンパス・ハラスメント

キャンパス・ハラスメントとは、相手側の意に反する不適切な発言、行為等を行うことによって、相手側の学ぶ権利への重大な障害となります。本学ではキャンパス・ハラスメントを防止し、排除するため、キャンパス・ハラスメントが発生した場合の具体的対応等についてガイドラインを制定しています。62頁から記載していますので参照ください。

(14) 緊急時の避難場所

緊急時の避難経路及び避難場所は校舎内廊下に常時掲示していますので普段より確認してください。また、本学では随時、消防訓練などの避難訓練を実施しています。訓練指示の場合は避難指示に従って落ち着いて行動してください。

【災害避難場所】 りんりんポート土浦



(15) 学生事務窓口対応

① 教学・学生支援センター事務室では以下の支援業務をおこなっています。必要に応じて問い合わせてください。

- ・ 学生便覧に関する事
- ・ 教育課程(カリキュラム)に関する事
- ・ 授業に関する事(教室・備品管理・教科書)
- ・ 出席・成績に関する事
- ・ 履修・試験に関する事
- ・ 異動(休学・退学・復学等)の事務処理に関する事
- ・ 奨学金に関する事
- ・ 各種届出に関する事
- ・ 総合補償制度「Will」に関する事
- ・ 盗難、事故に関する事
- ・ 遺失物等に関する事
- ・ 課外活動に関する事
- ・ 学生の集会・掲示に関する事
- ・ その他生活支援に関する事

② 窓口場所

アール医療専門職大学 3号館(本部棟) 1階事務室

③ 窓口対応時間

平日 9時10分～16時40分

④ 教学学生支援センター 電話番号 029-824-7611

平日 9時10分～16時40分

5 学習の手引き

(1) 学習の心構え

- ① 一人の人間を敬う心を養い、また正しく地域社会を見つめる目を培うよう学習に取り組みます。
- ② 保健・医療・福祉に携わる専門家を目指すという目標を常に念頭において学習します。
- ③ 学習科目の関連性と必要性を考えながら学習に取り組みます。
- ④ 学習においては、問題提起および問題解決の思考ができるように心がけます。

(2) 授業進行について

- ① 授業は授業計画（シラバス）及び授業進捗表に従って行われるため、常に確認し学習の準備を行ってください。
- ② 授業の進行は都合により変更することがあるため、大学からの指示ならびにグーグルクラスルーム及び掲示板を常に見て確認を怠らないでください。

(3) 授業について

① 授業時間

時 限	1 限目	2 限目	3 限目	4 限目	5 限目
時 間	9:20～10:50	11:00～12:30	13:30～15:00	15:10～16:40	16:50～18:20

② 授業形態

授業は、講義・演習・実習に大別されます。

- ・ 通年科目：前期と後期を通して開講され、後期終了時に単位認定が行われます。
- ・ 半期科目：前期、後期のいずれかで開講される科目で、半期終了時に単位認定が行われます。
- ・ 四半期科目：前期及び後期の半期の中で、前半または後半において開講され半期終了時に単位認定が行われます。
- ・ 実習科目（学内）：学内施設において特別な教材を用いて行う科目で、通年または半期において開講されます。
- ・ 実習科目（学外）：学外施設で臨床実習を行い、臨床実習施設の評価を勘案し大学で単位認定が行われます。

(4) 授業計画（シラバス）について

授業計画（シラバス）とは、科目ごとに教育目標、授業概要、授業計画等が記載されているものです。学生は授業前に必ず確認して予習や復習に役立ててください。

(5) 臨床実習について

臨床実習は以下の科目となります。詳細は別途規定を定めます。

- ① 「通所訪問リハビリテーション実習」（1年前期）
- ② 「臨床実習Ⅰ（検査測定）」（2年前期）
- ③ 「臨床実習Ⅱ（評価実習）」（3年後期）
- ④ 「臨床実習Ⅲ（総合実習Ⅰ）」（4年前期）
- ⑤ 「臨床実習Ⅳ（総合実習Ⅱ）」（4年後期）

(6) 履修について

- ① 履修する科目は履修届による申請が必要です。
- ② 履修届を提出していない科目は、単位認定の対象科目になりません。
- ③ 必修科目は必ず履修してください。
- ④ 選択科目は卒業要件を満たすよう、計画的に不足なく履修するよう注意してください。
- ④ 履修届は指定された期間内に必ず提出してください。
- ⑤ 原則として所属学科の所属年次に配当された科目を履修することになります。
- ⑥ 次に掲げる授業科目は履修することはできません。
 - ・ 履修登録をしていない授業科目
 - ・ 既に単位を修得した授業科目
 - ・ 同一時限に開講される他の授業科目
 - ・ 選択授業科目の一部について、履修人数を制限することがあります。
 - ・ 以下の科目は、履修前に修得する科目を修得していなければ履修することはできません。

履修科目	履修前に修得しなければならない科目
臨床実習Ⅱ	臨床実習Ⅰ
臨床実習Ⅲ	臨床実習Ⅱ
臨床実習Ⅳ	臨床実習Ⅲ

- ⑥ 成績評価の結果、合格と認定された科目について、当該授業科目の所定の単位を認定します。

(7) 考査（試験）および評定

ア 出欠および遅刻・早退について

- ① 学期末考査の受験資格には4分の3以上の出席が必要です。
従って、受験資格が無くなる欠席回数は、15回授業の場合4回以上、8回授業の場合3回以上となります。
- ② 欠席・遅刻をする場合は、当該科目の授業開始前までに大学に電話連絡をしてください。
- ③ 遅刻及び早退は2回をもって1回の欠席とします。遅刻及び早退は90分授業において30分以内です。
- ④ 以下に定めるものは「公認欠席」とし出席扱いとなります。公欠には担当教員が課題等を課すことになります。

公欠事由	公欠期間	添付書類	提出期限
忌引き	父母・子・配偶者：連続5日以内 祖父母・兄弟姉妹：連続3日以内 曾祖父母・叔伯父母：1日 ※公欠期間は休日を含める。	会葬礼状等、通夜・葬儀の日程が分かるもの	登校可能後、1週間以内
学校保健安全法施行規則第18条第1項に規定する感染症	罹患してから治癒するまでの期間及び医師の登校許可が出るまでの日	医療機関を受診した領収書・明細書または診断書*	登校可能後、1週間以内
公共交通機関の事故等	公共交通機関の遅延した時間	交通機関発行の証明書	証明書発行日当日
認められた就職活動（4年次のみ）	採用試験等の所定の日数	就職活動の内容が確認できる書類	該当日から1週間以内
本学の代表として、公的行事への参加を大学運営会議が認めたもの	行事参加日	公式試合・公演・発表等に関する要項等	該当日から1週間以内

*診断書の場合は、①出席停止期間、②登校に差し支えない状況であることについて医療機関へ記載依頼を願います。

学校保健安全法施行規則第18条第1項に規定する感染症

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

- ⑤ 上記④に関わらず、出席に関して学部長が必要と認めた場合には、配慮を行う場合があります。

イ 受験上の注意

- ① 掲示またはWebポータルサイトにて定期試験の科目と日程を確認し、その実行を遵守してください。
- ② 試験の席順は、教壇に向かって左側から縦に名簿順に並ぶ指定席受験とします。
- ③ 試験は学生証、筆記用具、時計（スマートウォッチは禁止）、許可された持ち込み物以外は机上におくことを禁じます。
- ④ 学生証を忘れた場合は、3号館1階 教学・学生支援センター事務室で仮学生証の発行手続きをしてください。

- ⑤ 各自の書籍、メモ、資料等はカバンの中にしまい、ファスナーなどで開かないようにし、椅子の下等に収納してください。携帯電話やスマートフォンは電源を切るかマナーモードにして、他の荷物と一緒にカバンにしまってください。
- ⑥ 試験は、試験監督の指示に従って受験してください。なお、トイレ・気分の変調、試験問題の印刷不鮮明等の緊急時には、手を上げて知らせてください。
- ⑦ もし、試験問題に訂正があるときは、試験開始から30分以内もしくは答案用紙の提出者がいない時間に限り、黒板掲示と口頭伝達を行いません。試験開始から30分以後もしくは退出者が出て以後は訂正を行いません。
- ⑧ 試験は、開始後30分経過した時点で途中退席を可能としますが、退席後は教室に戻ることができません。
- ⑨ 定期試験を未受験の場合、公欠等の特別な事由がない限り、原則として追試験や再試験の対象とはなりません。
- ⑩ 筆記試験の場合、遅刻が認められるのは30分以内です。30分を過ぎた場合は未受験となり、原則として追試験や再試験の対象とはなりません。ただし、天災・公共交通機関の遅延等不可避の事情による遅刻の場合は除きます。
- ⑪ 万が一、体調不良などで欠席や遅刻などの可能性がある場合は、大学に必ず電話連絡をしてください。
- ⑫ 試験結果は、合格者を3号館3階掲示板に貼りだしますので自分で確認してください。

ウ 不正行為

以下の事項について、不正行為として取り扱います。なお、不正行為の場合、その場で受験中止とし、当該科目の受験資格（再試験含む）を失います。不正行為と見受けられるような所作を行う場合も、不正行為とみなす場合があるので注意してください。

- ① 身代わり受験の依頼、または身代わり受験すること
- ② 持ち込み許可を受けていない書籍、ノート等を使用すること
- ③ メモ、筆記用具、机等への書き込み、またはこれに類すること
- ④ 答案用紙のすり替え、または交換すること
- ⑤ 他人の答案を見る、または答案を故意に他人に見せること
- ⑥ 他人との会話、合図、スマートフォンや携帯電話等を使用し情報を交換すること
- ⑦ 許可なく物品の貸し借りをすること
- ⑧ 試験監督者の指示に反すること
- ⑨ 電卓、通信又はメモ等の機能がある時計を使用すること
- ⑩ 試験中に使用する眼鏡で、スマートグラス等、通信機能があるものを使用すること
- ⑪ その他、明らかに不正ととられること

エ レポートの提出

- ① 担当教員の指示に従い、所定の期限を厳守して提出してください。
- ② 提出期限後は、正当な理由がない限り受理しません。
- ③ レポート提出により、単位認定を行なう場合、所定の期限までに提出しなければ筆記試験の欠席に準じて取り扱います。
- ④ レポート作成において、盗用・剽窃・改ざん・捏造・他人の作成した文章（インターネットの文章やAIによる自動作成も含む）とみなされる不正行為が行われた場合は単位を認めません。

オ 考査（試験）

① 定期考査

定期考査は、学期末に行います。また、必要に応じて到達度確認演習を行うことがあります。

病気、事故及び公認欠席などやむを得ない事由で受験できなかった場合は、後日追試験を行うことがあります。追試験を希望する場合は、原則として当該科目の試験終了後3営業日以内に「追試験願」（病気の場合は診断書、事故の場合はその証明書等を添付）を教学・学生支援センター事務室に提出してください。

② 考査（試験）資格

- ・ 成績評価は、各授業科目の教育目標に対する受講生の到達度を見るため、講義、演習、実験、実習、実技等の授業形態に応じた適切な評価方法及び評価基準に基づき行ないます。
- ・ 出席日数が既定日数に達していない場合は、受験することができません。
- ・ 履修届を出していない者、授業料未納者は受験することができません。

③ 考査方法

成績の評価方法は、定期試験（筆記、口述、実技、論文、レポート等の方法を含む）及び到達度確認演習、小テスト、課題等を総合して行います。

④ 再試験

定期試験が不合格の場合は、再試験を行うことがあります。知らされている再試験の日程で受験してください。再試験を受験しない場合は、不合格が確定し単位未修得となります。

- ・ 再試験を受験する場合は、1科目 2,000円の受験料を、原則として再試験が行われる3営業日前までに教務・学生支援センター事務室まで納入してください。
- ・ 領収書を兼ねた再試験受験票（領収書）が発行されるので、その票を再試験受験時に持参し、机上に置いてください。再試験受験票がないと再試験を受験することはできません。
- ・ 再試験をやむを得ない事由で受験できない場合は、事前に連絡があり単位認定者がその事由を認めた場合に限り、再試験を別日で受験できることがあります。（この際の再試験の手続きは不要です。）到達度確認演習など授業期間中の試験に相当するものには再試験はありません。
- ・ 再試験は60点以上を合格とし、評定はCとなります。

⑤ 再履修

評定で不合格となり単位が未修得となった科目については、再履修することができます。

カ 成績評価基準

- ① 成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とします。ただし、追試験の場合は20%以内において成績を減点することができる。

- ② 評価基準

- ・ 成績評価は、次のとおりとし、S、A、B、Cは合格、Dは不合格となります。なお、評価が保留されている場合は、Hとなります。

S：100点から90点 目標に十分到達し、特に優れている

A：89点から80点 目標に到達し、優れている

B：79点から70点 目標に到達し、水準を満たしている

C：69点から60点 目標に到達しているが、不十分である

D：59点以下 目標に到達していない

- ① 成績表

- ・ 各科目の成績評価をWebポータルサイトで確認することができます。
- ・ 前期で確定した成績は10月頃、後期で確定した成績は3月頃に、ご家族あてに成績通知書をお送りします。

キ 成績疑義照会制度

- ① 自分の授業への出席状況、レポート提出の有無やシラバスに記載された成績評価基準を確認したうえで、なお評価について疑義がある場合、指定の期間に受け付けますので届け出てください。
- ② 成績の問い合わせができるのは、学生本人のみです。
- ③ 成績疑義照会の日程については、その都度Webポータルサイトに掲示します。

ク GPA (Grade Point Average) 制度

学生の的確な履修と積極的な授業参加を促すために、GPA (Grade Point Average) があります。GPAの目的は、総合的な履修・学修状況を把握することであり、個々の科目の可否や修得単位数に一喜一憂することなく、学習の一層のレベルアップを図ることです。なお、GPAは不合格となった科目の成績も反映されます。

- ① GP (Grade Point) とは、成績評価に基づく点数 (ポイント) のことです。具体的には、「S」評価は4、「A」評価は3、「B」評価は2、「C」評価は1、「D」評価は0となります。
- ② GPAの計算に用いられる数値は以下の通りです。
 - a) 履修登録した科目の「GP×単位数」の合計
 - b) 履修登録した科目の総単位数
- ③ GPAは年度ごとに、成績評価が確定した時点で、下式により計算します。

$$\text{GPA} = \frac{\text{a) 履修登録した科目の「GP×単位数」の合計}}{\text{b) 履修登録した科目の総単位数}}$$

※ 小数点以下の数値となる場合は、小数点以下第2位を四捨五入します

例えば、下表のような場合、GPAは、2.3 (a=82、b=35) となります。

GPAの算出例

履修登録した科目の評価 (GP)	履修登録した科目の単位数	GP×単位数
S (4)	6単位	24
A (3)	10単位	30
B (2)	12単位	24
C (1)	4単位	4
D (0)	3単位	0
合 計	35単位	82

(8) 進級および卒業等について

ア 進級要件

各学科の進級基準は次の各号とします。

① リハビリテーション学部 理学療法学科

2年次終了時において、1年次に配当されている職業専門科目の必修科目を未修得の場合、又は1年次に配当されている職業専門科目の必修科目をすべて修得していても2年次に配当されている職業専門科目の必修科目を3科目以上未修得の場合は3年次へ進級できないものとします。

3年次終了時における進級は、2年次に配当されている職業専門科目の必修科目を未修得の場合、又は2年次に配当されている職業専門科目の必修科目をすべて修得していても3年次に配当されている職業専門科目の必修科目を3科目以上未修得の場合は4年次へ進級できないものとします。

② リハビリテーション学部 作業療法学科

2年次終了時において、1年次に配当されている職業専門科目の必修科目を未修得の場合、又は1年次に配当されている職業専門科目の必修科目をすべて修得していても2年次に配当されている職業専門科目の必修科目を3科目以上未修得の場合は3年次へ進級できないものとします。

3年次終了時における進級は、2年次に配当されている職業専門科目の必修科目を未修得の場合、又は2年次に配当されている職業専門科目の必修科目をすべて修得していても3年次に配当されている職業専門科目の必修科目を3科目以上未修得の場合は4年次へ進級できないものとします。

イ 卒業要件

卒業要件は、必修科目116単位、選択科目18単位以上、合計134単位以上です。

ウ 在学期間・休学・退学等

① 在学(籍)期間

全課程を通じて8年間まで在学を認めることとし、これ以上の在籍は認めません。

② 休学

- ・ 病気その他のやむを得ない事由により、引き続き30日以上就学することができない者は、休学願いと診断書等を提出し、許可を受けて休学することができます。ただし、休学開始前までの授業料は、完全に納入されている必要があります。
- ・ 休学の事由が終わったとき、願い出て復学することができます。ただし、当該年度の授業料が、満額納入されていることを条件とします。
- ・ 休学期間は1年以内です。ただし、手続きを経てさらに1年間の休学延長をすることができます。また、休学期間は在学期間に含まれません。

③ 停学

本学が定めている学則、学習の手引、学生生活の手引、実習要綱に反した場合、学長が停学を命ずることがあります。停学時期・期間は、学長が定めます。

④ 退学

- ・ やむを得ない事由により就学することができない者は、その事由を記した退学届けを学長に提出し、許可を受け、退学することができます。
- ・ 下記の事項に該当する行為は、懲戒の対象となります。
 - (ア) 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）
 - (イ) 重大な交通法規違反
 - (ウ) ハラスメント行為
 - (エ) 情報倫理に反する行為
 - (オ) 学問的倫理に反する行為
 - (カ) 学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
 - (キ) 試験等における不正行為
 - (ク) 学校近隣での無断駐車行為（契約者以外の学校駐車場を含む）
 - (ケ) その他学生の本分に反する行為

⑤ 除籍

- ・ 学則第16条に定める在学年限を超えた者
- ・ 学則第37条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- ・ 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- ・ 学費の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

(9) 授業料の納付について

別途定めます。

(10) 休学时、復学时、留年時の授業料等の扱いについて

別途定めます。

- (11) 留年者に対しては再履修年次における費用について
別途定めます。

6 教育課程・カリキュラム表

(1) 理学療法学科

「必・選」欄：◎-必修，○-選択必修，空欄-選択，◆-自由（卒業要件外）

区分	卒業要件	科目名	単 位	必 ・ 選	形 態	学年学期配当・週時間								免許・資格関連 理学療法士 受験資格	備考
						1年		2年		3年		4年			
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
基礎科目	初年度セブ 人間と生活及び社会の理解 20単位以上	大学入門セミナー	1	◎	講義	1								◎	
		社会人基礎力	1		講義	1								○	
		教育学	1	◎	講義		1							◎	
		ジェンダー論	1		講義	1								○	
		マナー接遇	1		講義	1								○	
		社会学	1	◎	講義	1								◎	
		文化人類学	1		講義		1							○	
		生命倫理学	1	◎	講義	1								◎	
		発生物学	1	◎	講義		1							◎	
		データサイエンス	1	◎	講義		1							◎	選択科目より2単位
		法情報リテラシー	1		講義		1							○	
		災害支援論Ⅰ	1	◎	講義		1							◎	
		災害支援論Ⅱ	1		講義			1						○	
	人間関係論	1	◎	講義			1						◎		
	アクセシビリティリーダー論	1		講義				1							
	運動障害・健康障害と心理	1		講義					1						
	健康への 追求 の 理解 言語	スポーツ理論・実技Ⅰ	1	◎	実習	1								◎	
		スポーツ理論・実技Ⅱ	1	◎	実習		1							◎	
		健康と食の科学	1	◎	講義		1							◎	
		健康教育学	1		講義		1							○	
健康科学		1		講義		1							○		
英語コミュニケーションⅠ		1	◎	演習	1								◎		
英語コミュニケーションⅡ		1		演習		1							○		
職業 専門 科目	基礎 医学 90 単位 以上	人体構造学Ⅰ	1	◎	講義	1								◎	
		人体構造学Ⅱ	1	◎	講義		1							◎	
		生理学Ⅰ	1	◎	講義	1								◎	
		生理学Ⅱ	1	◎	講義		1							◎	
		人体構造学実習	2	◎	実習		2							◎	
		生理学実習	1	◎	実習		1							◎	
		運動学Ⅰ	1	◎	講義			1						◎	
		運動学Ⅱ	1	◎	講義			1						◎	
		運動生理学	1	◎	講義			1						◎	
		人間発達学	1	◎	講義			1						◎	
	臨床 医学	運動学実習	1	◎	実習		1							◎	
		神経解剖学	1	◎	講義		1							◎	
		病理学	1	◎	講義		1							◎	
		内科学	1	◎	講義		1							◎	
		整形外科	1	◎	講義		1							◎	
		神経内科学	1	◎	講義		1							◎	
		精神医学	1	◎	講義			1						◎	
		小児科学	1	◎	講義		1							◎	
		リハビリテーション医学	1	◎	講義			1						◎	
		スポーツ障害学	1	◎	講義			1						◎	
老年医学	1	◎	講義			1						◎			
薬理学	1	◎	講義			1						◎			
救急救命学	1	◎	講義			1						◎			
画像診断学	1	◎	講義			1						◎			
リハビリテーション栄養学	1	◎	講義				1					◎			
予防医学	1	◎	講義					1				◎			

区分	卒業要件	科目名	単 位	必 ・ 選	形 態	学年学期配当・週時間								免許・資格関連		備考		
						1年		2年		3年		4年		理 学 療 法 士 受 験 資 格				
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期					
職業 専門 科目	保健 医療 福祉 論	リハビリテーション概論	1	◎	講義	1									◎			
		保健医療福祉論	1	◎	講義		1									◎		
		公衆衛生学	1	◎	講義				1							◎		
		地域包括ケアシステム論	1	◎	講義					1						◎		
	基礎 理学 療法 学	理学療法概論Ⅰ	1	◎	講義	1										◎		
		理学療法概論Ⅱ	1	◎	講義		1									◎		
		理学療法基礎セミナーⅠ	1	◎	演習	1										◎		
		理学療法基礎セミナーⅡ	1	◎	演習		1									◎		
		早期体験実習Ⅰ	1	◎	実習		1									◎		
		早期体験実習Ⅱ	1	◎	実習				1							◎		
		医療関係法規論	1	◎	講義						1					◎		
		理学療法管理学	1	◎	講義						1					◎		
	理 学 療 法 評 価 学	理学療法評価学Ⅰ	1	◎	講義			1								◎		
		理学療法評価学Ⅱ	1	◎	講義				1							◎		
		理学療法評価学実習Ⅰ	1	◎	実習			1								◎		
		理学療法評価学実習Ⅱ	1	◎	実習				1							◎		
		動作分析学	1	◎	講義					1						◎		
		動作分析学実習	1	◎	実習						1					◎		
		健康マネジメント論	1	◎	講義				1							◎		
		日常生活活動学	1	◎	講義				1							◎		
		物理療法学	1	◎	講義					1						◎		
		運動療法学実習	1	◎	実習						1					◎		
	理 学 療 法 治 療 学	運動器障害系理学療法学Ⅰ	1	◎	講義						1					◎		
		運動器障害系理学療法学Ⅱ	1	◎	講義							1				◎		
		運動器障害系理学療法学実習Ⅰ	1	◎	実習							1				◎		
		運動器障害系理学療法学実習Ⅱ	1	◎	実習								1			◎		
		神経障害系理学療法学Ⅰ	1	◎	講義							1				◎		
		神経障害系理学療法学Ⅱ	1	◎	講義								1			◎		
		神経障害系理学療法学実習Ⅰ	1	◎	実習									1		◎		
		神経障害系理学療法学実習Ⅱ	1	◎	実習										1	◎		
		内部障害系理学療法学Ⅰ	1	◎	講義							1				◎		
		内部障害系理学療法学Ⅱ	1	◎	講義								1			◎		
		内部障害系理学療法学実習	1	◎	実習									1		◎		
		発達障害系理学療法学	1	◎	講義								1			◎		
		発達障害系理学療法学実習	1	◎	実習									1		◎		
		老年障害系理学療法学	1	◎	講義									1		◎		
		老年障害系理学療法学実習	1	◎	実習										1	◎		
		義肢装具学	1	◎	講義								1			◎		
		運動障害・健康障害の自立活動論・指導法	1	◎	講義								1			◎		
		スポーツ障害系理学療法学	1	◎	講義									1		◎		
		生活環境学	1	◎	講義									1		◎		
		地 域 理 学 療 法 学	集団支援論	1	◎	講義							1				◎	
	サクセスフルエイジング論		1	◎	講義								1			◎		
	地域理学療法学		1	◎	講義								1			◎		
	バリアフリー論		1	◎	講義									1		◎		
	地域理学療法学実習		1	◎	実習									1		◎		
子ども支援学	1		◎	講義										1	◎			
通所・訪問リハビリテーション実習	1		◎	実習	1										◎			
理 学 療 法 臨 床 実 習	臨床実習Ⅰ	1	◎	実習							1				◎			
	臨床実習Ⅱ	4	◎	実習								4			◎			
	臨床実習Ⅲ	7	◎	実習									7		◎			
	臨床実習Ⅳ	7	◎	実習										7	◎			

区分	卒業要件	科目名	単 位	必 ・ 選	形 態	学年学期配当・週時間								免許・資格関連		備考			
						1年		2年		3年		4年		理 学 療 法 士 受 験 資 格					
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期						
展開 科目	理学療法 法 展 開 科 目 20 単 位 以 上	地域創生論	2	◎	講義	2													
		世代間交流論	2	◎	講義	2													
		リーダーシップマネジメント論	2	◎	講義			2											
		高齢者健康づくり政策論	2		講義					2									
		学校運営論	2		講義					2									
		経営組織論	2	◎	講義						2								
		ヘルスケアマーケティング論	2		講義					2									
		就労支援サービス論	2		講義					2									
		教育相談	2		講義						2								
		経営のための法律	2	◎	講義							2							
		財務会計論	2	◎	講義								2						
総合 科目	応用 理 学 法 学 4 単 位	理学療法研究法演習Ⅰ	2	◎	演習					2									
		理学療法研究法演習Ⅱ	1	◎	演習							1							
		応用理学療法学演習	1	◎	演習								1						

(2) 作業療法学科

「必・選」欄：◎-必修，○-選択必修，空欄-選択，◆-自由（卒業要件外）

区分	卒業要件	科目名	単 位	必 ・ 選	形 態	学年学期配当・週時間								免許・資格関連		備考	
						1年		2年		3年		4年		作業 療法 士 受 験 資 格			
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期				
基礎科目	初年度セレクト 人間と生活及び社会の理解 20単位以上	大学入門セミナー	1	◎	講義	1									◎		
		社会人基礎力	1		講義	1									○		
		教育学	1	◎	講義		1								◎		
		ジェンダー論	1		講義	1									○		
		マナー接遇	1		講義	1									○		
		社会学	1	◎	講義	1									◎		
		文化人類学	1		講義		1								○		
		生命倫理学	1	◎	講義	1									◎		
		発生生物学	1	◎	講義		1								◎		
		データサイエンス	1	◎	講義		1								◎		> 選択科目より2単位
		法情報リテラシー	1		講義		1								○		
		災害支援論Ⅰ	1	◎	講義		1								◎		
		災害支援論Ⅱ	1		講義			1							○		
		人間関係論	1	◎	講義			1							◎		
		アクセシビリティリーダー論	1		講義				1								
	運動障害・健康障害と心理	1		講義					1								
	健康への 追求	スポーツ理論・実技Ⅰ	1	◎	実習	1									◎		
		スポーツ理論・実技Ⅱ	1	◎	実習		1								◎		
		健康と食の科学	1	◎	講義		1								◎		
		健康教育学	1		講義		1								○		
		健康科学	1		講義		1								○		
		国際言語 の理解	英語コミュニケーションⅠ	1	◎	演習	1									◎	
	英語コミュニケーションⅡ		1		演習		1								○		
	中国語		1		講義			1							○		
	韓国語		1		講義			1							○		
	職業専門科目	基礎医学 90単位以上	人体構造学Ⅰ	1	◎	講義	1								◎		
			人体構造学Ⅱ	1	◎	講義		1							◎		
生理学Ⅰ			1	◎	講義	1									◎		
生理学Ⅱ			1	◎	講義		1								◎		
人体構造学実習			2	◎	実習		2								◎		
生理学実習			1	◎	実習		1								◎		
運動学Ⅰ			1	◎	講義			1							◎		
運動学Ⅱ			1	◎	講義				1						◎		
運動生理学			1	◎	講義			1							◎		
人間発達学			1	◎	講義			1							◎		
運動学実習		1	◎	実習			1							◎			
神経解剖学		1	◎	講義			1							◎			
臨床医学 90単位以上		病理学	1	◎	講義			1							◎		
		内科学	1	◎	講義			1							◎		
		整形外科	1	◎	講義			1							◎		
		神経内科学	1	◎	講義			1							◎		
		精神医学	1	◎	講義				1						◎		
		小児科学	1	◎	講義				1						◎		
		リハビリテーション医学	1	◎	講義				1						◎		
		スポーツ障害学	1	◎	講義				1						◎		
		老年医学	1	◎	講義				1						◎		
	薬理学	1	◎	講義				1						◎			
	救急救命学	1	◎	講義				1						◎			
画像診断学	1	◎	講義				1						◎				
リハビリテーション栄養学	1	◎	講義					1					◎				
予防医学	1	◎	講義						1				◎				

区分	卒業要件	科目名	単位	必・選	形態	学年学期配当・週時間								免許・資格関連		備考
						1年		2年		3年		4年		作業療法士 受験資格		
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
職業 科目	保健医療 福祉論	リハビリテーション概論	1	◎	講義	1								◎		
		保健医療福祉論	1	◎	講義		1							◎		
		公衆衛生学	1	◎	講義			1						◎		
		地域包括ケアシステム論	1	◎	講義				1					◎		
		基礎 作業療法 学	作業療法概論	1	◎	講義	1								◎	
			作業療法基礎セミナーⅠ	1	◎	演習	1								◎	
			作業療法基礎セミナーⅡ	1	◎	演習		1							◎	
			早期体験実習Ⅰ	1	◎	実習		1							◎	
			早期体験実習Ⅱ	1	◎	実習			1						◎	
			医療関係法規論	1	◎	講義					1				◎	
		作業療法 評価学	作業療法管理学	1	◎	講義					1				◎	
			作業療法評価学Ⅰ	1	◎	講義		1							◎	
	作業療法評価学Ⅱ		1	◎	講義			1						◎		
	作業療法評価学実習Ⅰ		1	◎	実習			1						◎		
	作業療法評価学実習Ⅱ		1	◎	実習			1						◎		
	活動分析学		1	◎	講義				1					◎		
	作業療法 治療学		健康マネジメント論	1	◎	講義			1						◎	
			日常生活活動学	1	◎	講義			1						◎	
			日常生活活動学実習	1	◎	実習				1					◎	
			生活環境学	1	◎	講義			1						◎	
			生活環境学実習	1	◎	実習			1						◎	
			身体障害作業治療学	1	◎	講義				1					◎	
		身体障害作業治療学実習	1	◎	実習					1				◎		
		精神障害作業治療学	1	◎	講義				1					◎		
		精神障害作業治療学実習	1	◎	実習					1				◎		
		発達障害作業治療学	1	◎	講義				1					◎		
		発達障害作業治療学実習	1	◎	実習					1				◎		
		老年期障害作業治療学	1	◎	講義				1					◎		
		老年期障害作業治療学実習	1	◎	実習					1				◎		
		高次脳機能障害作業治療学	1	◎	講義				1					◎		
		高次脳機能障害作業治療学実習	1	◎	実習					1				◎		
		義肢装具学	1	◎	講義				1					◎		
		義肢装具学実習	1	◎	実習					1				◎		
		運動障害・健康障害の自立活動論・指導法	1	◎	講義				1					◎		
		リハビリテーション工学	1	◎	講義					1				◎		
		職業リハビリテーション学	1	◎	講義				1					◎		
		カウンセリング論	1	◎	講義					1				◎		
		地域 作業療法 学	サクセスフルエイジング論	1	◎	講義				1					◎	
			地域作業療法学	1	◎	講義				1					◎	
			バリアフリー論	1	◎	講義					1				◎	
	地域作業療法学実習Ⅰ		1	◎	実習				1					◎		
	地域作業療法学実習Ⅱ		1	◎	実習					1				◎		
子ども支援学	1		◎	講義						1			◎			
作業療法 臨床実習	通所・訪問リハビリテーション実習		1	◎	実習	1								◎		
	臨床実習Ⅰ		1	◎	実習			1						◎		
	臨床実習Ⅱ		4	◎	実習					4				◎		
	臨床実習Ⅲ		8	◎	実習						8			◎		
	臨床実習Ⅳ		8	◎	実習							8		◎		
	展開 科目		地域創生論	2	◎	講義	2									
世代間交流論		2	◎	講義	2											
リーダーシップマネジメント論		2	◎	講義			2									
体力測定実習		2	◎	実習				2								
高齢者健康づくり政策論		2	◎	講義					2							
学校運営論		2	◎	講義					2							
経営組織論		2	◎	講義						2						
ハルスケアマーケティング論		2	◎	講義					2							
生活・福祉基盤論		2	◎	講義						2						
教育相談		2	◎	講義						2						
経営のための法律		2	◎	講義							2					
財務会計論		2	◎	講義							2					

区分	卒業要件	科目名	単位	必・選	形態	学年学期配当・週時間								免許・資格関連		備考		
						1年		2年		3年		4年		作業療法士 受験資格				
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
総合科目	応用作業療法学	作業療法研究法演習Ⅰ	2	◎	演習						2							
		作業療法研究法演習Ⅱ	1	◎	演習							1						
		応用作業療法学演習	1	◎	演習								1					

7 図書館の利用

1号館（図書館・研究室棟）の1階が図書館になっています。リハビリテーションに関する資料を中心に約2万冊の図書や雑誌があります。図書館の情報は、大学ホームページのメニュー欄「図書館」から確認することができます。

（1）開館時間

月～金 / 9:00～17:00

休館日 / 土曜日、日曜日、国民の祝日、県民の日（11/13）、夏季および年末年始の大学休館日、蔵書点検期間

（2）入館

- ① カウンターで学生証を提示ください。
- ② 館内は土足厳禁です。玄関で上履きまたは備え付けのスリッパに履き替えてください。
- ③ カバン類を館内に持ち込むことはできません。必要なもの以外はロッカー（100円リターン式）を利用ください。

（3）貸出

5冊/14日まで借りられます。学生証と借りる資料をカウンターに持参ください。貸出手続き後、メールで貸出状況をお知らせします。

- ① 国試・卒論コーナーの国試対策本は翌開館日までの貸出になります。
- ② 雑誌は館外貸出できません。
- ③ 返却期限を過ぎた資料がある場合には、新たに貸出できません。
- ④ 他に延滞資料がなく、他の利用者からの予約がない返却期限内の資料に限り、一度返却処理をして再度貸出ができます。
- ⑤ 実習期間や長期休暇期間は長期貸出を実施します。掲示物やホームページで確認ください。

（4）返却

- ① 借りている資料は、返却期限日までにカウンターへお持ちください。学生証は必要ありません。
- ② 玄関外のブックポストも利用いただけます。

（5）予約

利用したい資料が貸出中の場合、予約することができます。カウンターへお声がけください。

（6）資料検索

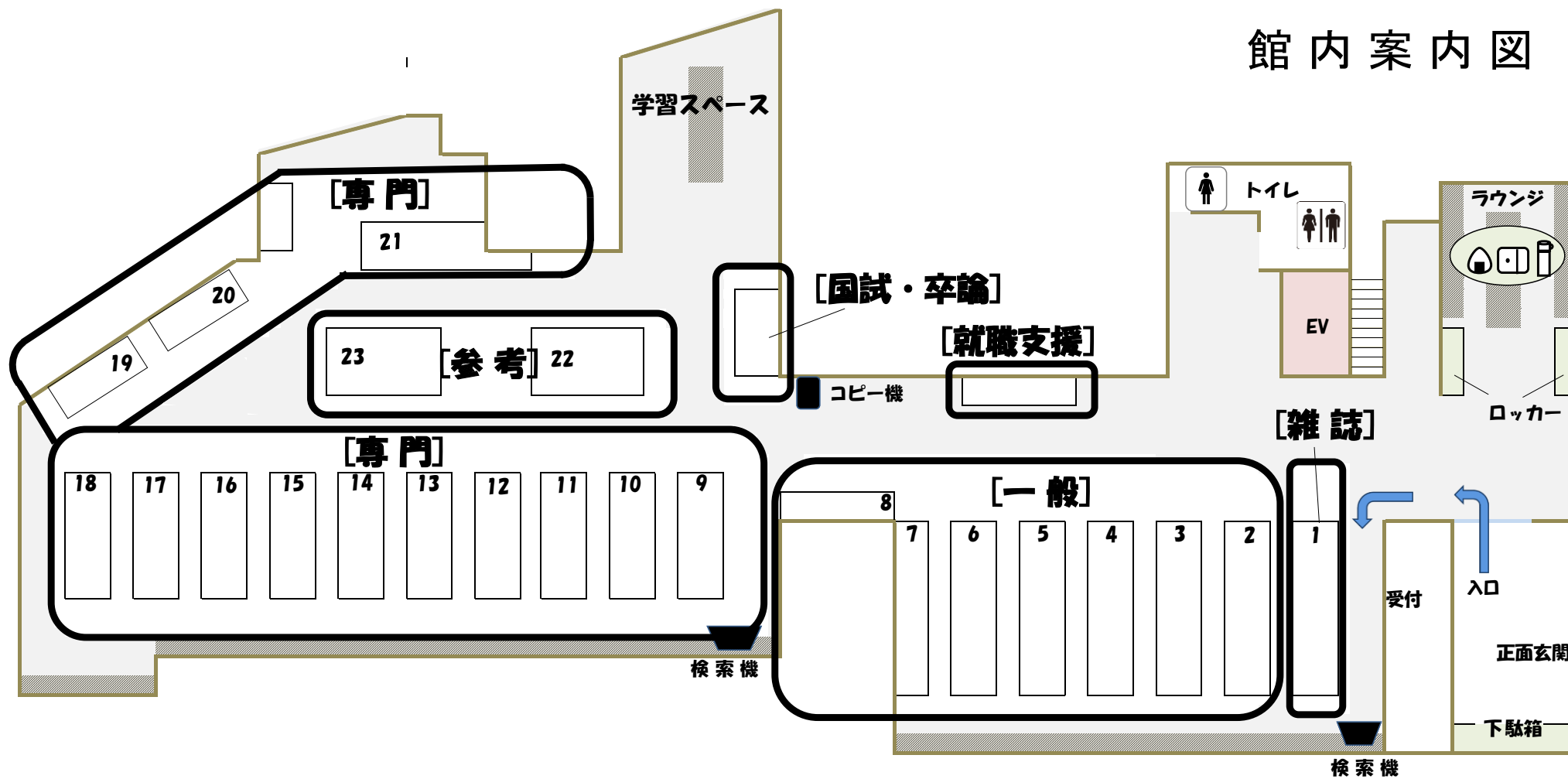
OPAC＝オンライン目録検索（<http://www.lib-finder.net/a-ru/>）を利用ください。館内設置のOPAC専用パソコンまたは、大学ホームページのメニュー欄「図書館」から利用いただけます。

※図書館内は、学内無線LANに対応しています。また、個人所有の持ち込みPCの利用が可能です。

（7）ラウンジの利用

- ① グループでの学習等に自由に利用いただけます。
- ② 館内の資料をラウンジで利用する場合は、貸出の手続きをしてから利用ください。
- ③ 軽食をとることができる飲食可能エリアとなっています。
- ④ 他の利用者の迷惑にならないよう使用ください。

館内案内図



9 アール医療専門職大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 アール医療専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、専門性を求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開して、豊かな人間性と高い職業倫理を備え、障害のある幼児、児童等や地域在住高齢者の支援ができる人材を養成するための教育ならびに研究を実践し、全員参加型社会の実現に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行うものとする。

2 前項の自己点検及び評価に関して、必要な事項は別に定める。

(認証評価機関による評価)

第3条 本学は、認証評価機関による認証評価（「学校教育法」第109条）を受けるものとする。

(情報の公表)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他多様な媒体を用いた周知に努め、積極的に情報を公表するものとする。

(教育内容等の改善)

第5条 本学は、授業の内容及び教授方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行うものとする。

(学部、学科、定員)

第6条 本学に、リハビリテーション学部を置く。

2 リハビリテーション学部は、理学療法学科及び作業療法学科を置く。

3 学部、学科、入学定員、収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
リハビリテーション学部	理学療法学科	40名	160名
	作業療法学科	40名	160名

(学部及び学科における教育研究上の目的)

第7条 リハビリテーション学部は、保健医療専門職としての責任感と使命感を持ち、高度な専門知識に基づく確かな技術を実践するとともに、全員参加型社会の実現に向けて支援できるために、医療提供施設だけの臨床実践能力に留まらず、地域との連携を意識した臨床実践能力を有することができる創造力豊かなリハビリテーション専門職業人を養成する。

2 理学療法学科は、全員参加型社会の実現の一翼を担う理学療法士を養成し、地域社会に貢献することを使命としている。倫理的な態度を持って適切な人間関係を築きながら、医療提供施設に留まらず、障害のある幼児、児童等や地域在住高齢者の支援にも活躍する領域を広げて理学療法士として地域社会に貢献できる人材を養成する。

3 作業療法学科は、全員参加型社会の実現に寄与できる人材を養成し、地域社会に貢献することを使命としている。生命倫理に基づき、あらゆる世代の地域における健康・医療課題を的確に把握し、作業療法士として積極的に障害のある幼児、児童等や地域在住高齢者を支援し、地域社会に貢献できる人材を養成する。

第2章 教職員組織

(教職員)

第8条 本学に、学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 前項に定める者のほか、学長が必要と認めるときはその推薦により副学長を置くことができる。

3 副学長、学部長、学科長等の選任については、別に定める。

4 本学に、客員教授、非常勤講師及びその他必要な教育職員を置くことができる。

(名誉教授)

第9条 本学に多年勤務し、教育上、学術上特に功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与について必要な事項は、別に定める。

第3章 大学運営会議、教授会、教育課程連携協議会

(大学運営会議)

第10条 本学の運営管理に関する重要事項を審議するために、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議に関して必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第11条 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成及び授業に関する事項
- (4) 第1号以外の学生の学籍に関する事項
- (5) 科目等履修生、聴講生の入学等に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) その他学長から諮問された事項

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

(教育課程連携協議会)

第12条 本学に、産業界及び地域社会との連携による教育課程の開設・編成・実施に関する基本的な事項やその実施状況の評価に関する事項を審議するために、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会に関して必要な事項は、別に定める。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第14条 学年は前期、後期の2期にわけ、その期間については、毎年度の学事暦によって定める。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 茨城県民の日 11月13日
- (4) 夏期休業日
- (5) 冬期休業日
- (6) 春期休業日
- (7) その他、学長が臨時に定めた日

2 前項の休業日のうち夏期休業、冬期休業、春期休業の期間については、毎年度の学事暦によって定める。

3 休業日に授業を行う場合がある。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第17条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第34条及び第35条の規定により入学した学生は、規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第6章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第18条 本学の教育課程は、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算出するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業時間及び30時間の自学自習時間をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業時間及び15時間の自学自習時間をもって1単位とする。ただし、15時間の授業時間及び30時間の自学自習時間をもって1単位とすることがある。

(3) 実験及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 実習については、45時間の授業時間をもって1単位とする。ただし、30時間の授業をもって1単位とすることがある。

(5) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の併用により行う場合は、その組み合わせに応じて前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、学修の成果を考慮して単位数を定める。

(授業の方法)

第20条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する講義、演習、実験、実習及び実技による授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項に規定する授業方法により修得する単位は、60単位を上限として、卒業に必要な単位とすることができる。

4 学生等に対して、授業の方法、内容及び1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(授業期間)

第21条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の授与)

第22条 各授業科目を履修した者には、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与える。

2 単位認定の方法は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第23条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第24条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 本学は、学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力(本学において修得させることとしているものに限る。)を修得してい

る場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で本学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4 前3項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第23条第1項及び第2項並びに前条第1項により、本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(成績)

第26条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dをもって表示し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

2 成績評価に関して必要な事項は、別に定める。

(授業科目の名称及び単位数等)

第27条 学部の授業科目の名称及び単位数は、別表Iのとおりとする。

2 授業科目の履修の方法その他必要な事項については、別に定める。

第7章 入学、休学、転学科、転学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第29条 本学に入学することのできる者は、次の各号に該当する者とする

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他相当の年齢に達し、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第30条 本学への入学を志願する者は、所定の入学願書及び別に定める書類に第51条に定める入学検定料を添えて願い出なければならない。

2 出願手続について必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第31条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第32条 選考の結果、合格した者は、所定の期日までに本学所定の誓約書その他所定の書類を提出するほか、所定の納付金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第33条 前条における誓約書の保証人は、父母又は近親者とし、被保証人在学中の全ての責任を負うことのできる者とする。

2 保証人の死亡、又は保証人の条件を欠いたときは、新たに保証人を選定して、速やかに届け出なければならない。

(編入学)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者で編入学を志願する者については、選考のうえ、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(1) 短期大学士又は学士の学位を有する者

(2) 高等専門学校を卒業した者

(3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

- (4) 前各号に掲げるものと同等以上の学力を有する者と認められる者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(転入学、再入学)

第35条 他の大学に既に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、学長は相当年次に転入学を許可することができる。

- 2 正当な事由で退学した者が本学に3年以内に再入学を志願するときは、選考のうえ入学を許可することができる。
- 3 授業科目、修得単位の取り扱い及び在学年数については、前条第2項を準用する。

(休学)

第36条 疾病その他やむを得ない理由で3カ月以上修学することができないときは、理由書を付して休学を願い出ることができる。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第37条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き1年以内休学することができる。

- 2 休学期間は通算して3年を超えることができない。
- 3 休学期間は第13条の在学期間には算入しない。

(復学)

第38条 休学期間中にその理由がなくなった場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第39条 外国の大学に留学を志願する者は、所定の手続きを経て、学長の許可を得なければならない。

- 2 留学の期間は1年間を限度とし、第12条に定める修業年限及び第13条の在学期間に算入する。
- 3 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第40条 他の学科への転学科を希望する者は、選考の上、学長が許可することがある。

- 2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(転学)

第41条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第42条 退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第16条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第37条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- (4) 学費の納付を怠り、催促してもなお納付しない者

第8章 卒業、学位及び免許等資格

(卒業)

第44条 本学に4年(第34条第1項、第35条第1項又は第35条第2項の規定により編入学、転入学、再入学又は転学科を許可された者、それぞれ定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位数を修得した者とする。

- 2 学長は、前1項の規定を満たし卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(学位)

第45条 本学を卒業した者に対し、次の区分により、学士の学位を授与する。

- (1) リハビリテーション学部 理学療法学科 理学療法学士(専門職)
- (2) リハビリテーション学部 作業療法学科 作業療法学士(専門職)

- 2 前項の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の時期)

第46条 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(資格)

第47条 本学において取得できる資格等及び開設学部学科は、次のとおりとする。

資格等の種類	開設学部学科
理学療法士国家試験受験資格	リハビリテーション学部理学療法学科
作業療法士国家試験受験資格	リハビリテーション学部作業療法学科

第9章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料)

第48条 入学志願者は、入学検定料を納付しなければならない。

2 入学検定料は、別表Ⅱのとおりとする。

(入学金、授業料、在籍料及びその他納付金)

第49条 入学金、授業料、在籍料及びその他納付金は、別表Ⅲに掲げるとおりとする。

2 入学金、授業料、在籍料及びその他納付金等の納期、納付方法について必要な事項は別に定める。

3 退学する者、転学する者は、学籍を有した学期分の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

4 停学の者は、停学期間に相当する学期分の授業料及びその他の納付金を納入しなければならない。

5 休学する者は、休学期間に相当する学期分の授業料及びその他の納付金が免除され、休学期間に相当する学期の在籍料を納入しなければならない。ただし、学期の途中から休学する者、又は学期の途中で復学する者は、休学、又は復学した学期の授業料及びその他の納付金の全額を納入しなければならない。

(入学検定料、入学金、授業料、在籍料及びその他の納付金の返還)

第50条 既に納入された入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金の返還については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一旦納入された入学検定料及び入学金は、返還しないものとする。

(2) 授業料及びその他の納付金は、入学試験実施年度の3月31日までに入学辞退の申し出があった場合は、これを返還する。

第10章 特待生

(特待生)

第51条 人物、学業ともに優秀な学生に対しては、大学運営会議の議を経て選考のうえ、特待生として授業料等の全額若しくは一部を免除することができる。

2 特待生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第52条 本学において、開設する学科目について科目等履修を志願する者があるときは選考のうえ学長はこれを許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、本学則第18条及び第22条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第53条 聴講生は、授業科目のうちから一科目又は数科目の聴講を志願する者があるときは、選考のうえ学長はこれを許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人で、本学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 図書館及び附置組織

(図書館)

第55条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(附置組織)

第56条 本学に、次の附置組織を置く。

(1) 人間創成地域研究センター

2 附置組織に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第57条 地域住民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第58条 学長は品行、学業ともに優秀で他の模範となる学生に対して、表彰を行うことができる。

2 表彰に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第59条 学長は、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者には、懲戒を行うことがある。

2 前項の懲戒の種類は、訓戒、謹慎、停学及び退学とする。

3 懲戒について必要な事項は別に定める。

4 同条第2項に定める退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者

(4) 懲戒について別に定める「懲戒を対象とする行為」を行った者

第15章 雑則

(改廃)

第60条 この学則の改廃は、大学運営会議の議を経て、理事会が行うものとする。

(細則)

第61条 この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 1

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 2

1 この学則は、令和4年12月1日から改正施行する。ただし、第19条第5項については令和4年4月1日に遡って適用する。

附 則 3

1 この学則は、令和5年4月1日から改正施行する。

附 則 4

1 この学則は、令和6年4月1日から改正施行する。

別表Ⅰ-1 リハビリテーション学部理学療法学科 授業科目の名称及び単位数（省略）

科目区分	授業科目の名称	単位数		履修方法	卒業要件	
		必修	選択			
基礎科目	初年度セミナー	1		必修科目 12 単位 選択科目 8 単位以上	次により、必修科目 116 単位、選択科目 18 単位以上を修得すること。 1.基礎科目 20 単位以上 (1)必修科目 12 単位 (2)選択科目 8 単位以上 2.職業専門科目 90 単位以上 (1)必修科目 88 単位 (2)選択科目 2 単位以上 3.展開科目 20 単位以上 (1)必修科目 12 単位 (2)選択科目 8 単位以上 4.総合科目 4 単位 (1)必修科目 4 単位	
	大学入門セミナー	1				
	人間と生活及び社会の理解	社会人基礎力				1
		教育学	1			
		ジェンダー論				1
		マナー接遇				1
		社会学	1			
		文化人類学				1
		生命倫理学	1			
		発生物学	1			
		データサイエンス	1			
		法情報リテラシー				1
		災害支援論Ⅰ	1			
		災害支援論Ⅱ				1
		人間関係論	1			
		アクセシビリティリーダー論				1
	運動障害・健康障害と心理		1			
	健康への追求	スポーツ理論・実技Ⅰ	1			
		スポーツ理論・実技Ⅱ	1			
		健康と食の科学	1			
健康教育学			1			
健康科学			1			
国際言語の理解	英語コミュニケーションⅠ	1				
	英語コミュニケーションⅡ		1			
	中国語		1			
	韓国語		1			
職業専門科目	基礎医学	人体構造学Ⅰ	1	必修科目 88 単位 選択科目 2 単位以上		
		人体構造学Ⅱ	1			
		生理学Ⅰ	1			
		生理学Ⅱ	1			
		人体構造学実習	2			
		生理学実習	1			
		運動学Ⅰ	1			
		運動学Ⅱ	1			
		運動生理学	1			
		人間発達学	1			
		運動学実習	1			

	神経解剖学	1	
臨床医学	病理学	1	
	内科学	1	
	整形外科	1	
	神経内科学	1	
	精神医学	1	
	小児科学	1	
	リハビリテーション医学	1	
	スポーツ障害学	1	
	老年医学	1	
	薬理学	1	
	救急救命学	1	
	画像診断学	1	
	リハビリテーション栄養学	1	
	予防医学	1	
福祉論 保健医療	リハビリテーション概論	1	
	保健医療福祉論	1	
	公衆衛生学	1	
	地域包括ケアシステム論	1	
理学療法学 基礎	理学療法概論Ⅰ	1	
	理学療法概論Ⅱ	1	
	理学療法基礎セミナーⅠ	1	
	理学療法基礎セミナーⅡ	1	
	早期体験実習Ⅰ	1	
	早期体験実習Ⅱ	1	
管理学 理学療法	医療関係法規論	1	
	理学療法管理学	1	
理学療法評価学	理学療法評価学Ⅰ	1	
	理学療法評価学Ⅱ	1	
	理学療法評価学実習Ⅰ	1	
	理学療法評価学実習Ⅱ	1	
	動作分析学	1	
	動作分析学実習	1	
理学療法治療学	健康マネジメント論		1
	日常生活活動学	1	
	物理療法学	1	
	運動療法学実習	1	
	運動器障害系理学療法学Ⅰ	1	
	運動器障害系理学療法学Ⅱ	1	
	運動器障害系理学療法学実習Ⅰ	1	
	運動器障害系理学療法学実習Ⅱ	1	
	神経障害系理学療法学Ⅰ	1	

		神経障害系理学療法学Ⅱ	1	
		神経障害系理学療法学実習Ⅰ	1	
		神経障害系理学療法学実習Ⅱ	1	
		内部障害系理学療法学Ⅰ	1	
		内部障害系理学療法学Ⅱ	1	
		内部障害系理学療法学実習	1	
		発達障害系理学療法学	1	
		発達障害系理学療法学実習	1	
		老年期障害系理学療法学	1	
		老年期障害系理学療法学実習	1	
		義肢装具学	1	
		運動障害・健康障害の自立活動論・指導法		1
		スポーツ障害系理学療法学		1
		生活環境学	1	
		理学療法学 地域	集団支援論	
サクセスフルエイジング論			1	
地域理学療法学	1			
バリアフリー論	1			
地域理学療法学実習	1			
子ども支援学			1	
臨床実習 理学療法	通所・訪問リハビリテーション実習	1		
	臨床実習Ⅰ	1		
	臨床実習Ⅱ	4		
	臨床実習Ⅲ	7		
	臨床実習Ⅳ	7		
展開科目	理学療法展開科目	地域創生論	2	必修 科目 12 単位
		世代間交流論	2	
		リーダーシップマネジメント論	2	
		高齢者健康づくり政策論	2	
		学校運営論	2	
		経営組織論	2	選択 科目 8単 位以 上
		ヘルスケアマーケティング論	2	
		就労支援サービス論	2	
		教育相談	2	
		経営のための法律	2	
		財務会計論	2	
総合 科目	応用 理学療法 学	理学療法研究法演習Ⅰ	2	必修 科目 4単 位
		理学療法研究法演習Ⅱ	1	
		応用理学療法学演習	1	

別表 I-2 リハビリテーション学部作業療法学科

授業科目の名称及び単位数（省略）

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
基礎科目	初年度セミナー	1		次に、より、必修科目 116 単位、選択科目 18 単位以上を修得すること。 1.基礎科目 20 単位以上 (1)必修科目 12 単位 (2)選択科目 8 単位以上 2.職業専門科目 90 単位以上 (1)必修科目 88 単位 (2)選択科目 2 単位以上 3.展開科目 20 単位以上 (1)必修科目 12 単位 (2)選択科目 8 単位以上 4.総合科目 4 単位 (1)必修科目 4 単位	
	大学入門セミナー	1			
	人間と生活及び社会の理解	社会人基礎力			1
		教育学	1		
		ジェンダー論			1
		マナー接遇			1
		社会学	1		
		文化人類学			1
		生命倫理学	1		
		発生生物学	1		
		データサイエンス	1		
		法情報リテラシー			1
		災害支援論Ⅰ	1		
		災害支援論Ⅱ			1
		人間関係論	1		
	アクセシビリティリーダー論		1		
	運動障害・健康障害と心理		1		
	健康への追求	スポーツ理論・実技Ⅰ	1		
		スポーツ理論・実技Ⅱ	1		
		健康と食の科学	1		
健康教育学			1		
健康科学			1		
国際言語の理解	英語コミュニケーションⅠ	1			
	英語コミュニケーションⅡ		1		
	中国語		1		
	韓国語		1		
職業専門科目	基礎医学	人体構造学Ⅰ	1	必修科目 88 単位 選択科目 2 単位	
		人体構造学Ⅱ	1		
		生理学Ⅰ	1		
		生理学Ⅱ	1		
		人体構造学実習	2		
		生理学実習	1		
		運動学Ⅰ	1		
		運動学Ⅱ	1		

	運動生理学	1		位以上
	人間発達学	1		
	運動学実習	1		
	神経解剖学	1		
臨床医学	病理学	1		
	内科学	1		
	整形外科	1		
	神経内科学	1		
	精神医学	1		
	小児科学	1		
	リハビリテーション医学	1		
	スポーツ障害学	1		
	老年医学	1		
	薬理学	1		
	救急救命学	1		
	画像診断学	1		
	リハビリテーション栄養学	1		
	予防医学	1		
福祉論 保健医療	リハビリテーション概論	1		
	保健医療福祉論	1		
	公衆衛生学	1		
	地域包括ケアシステム論	1		
作業療法学 基礎	作業療法概論	1		
	作業療法基礎セミナーⅠ	1		
	作業療法基礎セミナーⅡ	1		
	早期体験実習Ⅰ	1		
	早期体験実習Ⅱ	1		
管理学 作業療法	医療関係法規論	1		
	作業療法管理学	1		
作業療法評価学	作業療法評価学Ⅰ	1		
	作業療法評価学Ⅱ	1		
	作業療法評価学実習Ⅰ	1		
	作業療法評価学実習Ⅱ	1		
	活動分析学	1		
作業療法治療学	健康マネジメント論		1	
	日常生活活動学	1		
	日常生活活動学実習	1		
	生活環境学	1		
	生活環境学実習	1		
	身体障害作業治療学	1		
	身体障害作業治療学実習	1		
精神障害作業治療学	1			

		精神障害作業治療学実習	1		
		発達障害作業治療学	1		
		発達障害作業治療学実習	1		
		老年期障害作業治療学	1		
		老年期障害作業治療学実習	1		
		高次脳機能障害作業治療学	1		
		高次脳機能障害作業治療学実習	1		
		義肢装具学	1		
		義肢装具学実習	1		
		運動障害・健康障害の自立活動論・指導法		1	
		リハビリテーション工学	1		
		職業リハビリテーション学	1		
		カウンセリング論	1		
作業療法学	地域	サクセスフルエイジング論		1	
		地域作業療法学	1		
		バリアフリー論	1		
		地域作業療法学実習Ⅰ	1		
		地域作業療法学実習Ⅱ	1		
		子ども支援学		1	
臨床実習	作業療法	通所・訪問リハビリテーション実習	1		
		臨床実習Ⅰ	1		
		臨床実習Ⅱ	4		
		臨床実習Ⅲ	8		
		臨床実習Ⅳ	8		
展開科目	作業療法展開科目	地域創生論	2		必修科目 12単位
		世代間交流論	2		
		リーダーシップマネジメント論	2		
		体力測定実習		2	
		高齢者健康づくり政策論		2	
		学校運営論		2	
		経営組織論	2		選択科目 8単位以上
		ヘルスケアマーケティング論		2	
		生活・福祉基盤論		2	
		教育相談		2	
		経営のための法律	2		
		財務会計論	2		
総合科目	学 応用作業療法	作業療法研究法演習Ⅰ	2		必修科目 4単位
		作業療法研究法演習Ⅱ	1		
		応用作業療法学演習	1		

別表Ⅱ 入学検定料（学則第44条関係）

学 科	金 額	備 考
理学療法学科 作業療法学科	15,000円	大学入学共通テスト 利用（単独型）
理学療法学科 作業療法学科	30,000円	大学入学共通テスト 利用（併用型）
理学療法学科 作業療法学科	20,000円	上記以外の入学検定料

別表Ⅲ 入学金、授業料、その他の納付金（学則第45条関係）

理学療法学科		
納付金の種類	金 額	備 考
入学金	300,000円	入学時のみ
授業料	900,000円	前期後期に半額ずつ納付
施設設備費	350,000円	前期に納付
実習料	200,000円	前期に納付

作業療法学科		
納付金の種類	金 額	備 考
入学金	300,000円	入学時のみ
授業料	900,000円	前期後期に半額ずつ納付
施設設備費	350,000円	前期に納付
実習料	200,000円	前期に納付

理学療法学科・作業療法学科（休学時）		
納付金の種類	金 額	備 考
在籍料	60,000円	前期又は後期

10 履修規程及び同細則

アール医療専門職大学 履修規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、アール医療専門職大学則（以下「学則」という。）に基づき、教育課程及び履修方法等について必要な事項を定める。

(履修)

第2条 アール医療専門職大学学生（以下「学生」という。）は、学則及びこの規程により、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目を履修する。

2 この規程に定めのない事項で学生が履修上遵守すべき重要事項若しくは、この規程が前提とする履修上の例外事項で、この規程上明記されていない事項については、細則若しくは申し合わせでこれを定めるものとする。

第2章 開講

(開講科目)

第3条 開設する授業科目の開講年次、学期及び単位の学期配当は、別表1のとおりとする。

2 別表1に定める開講年次及び学期の学期配当は、特別な事情がある場合、学部長は、教学・学生支援センター運営会議の議に基づき、期間を定めてその内容を変更することができる。この場合、学部長は、年度開始当初に当該変更内容及び期間を通知するものとする。

3 履修登録者数が5名未満の場合、学部長は当該科目について、教務部長が認めた場合に限り開講しないことができる。

4 各年度の開講授業科目は、授業日程表により通知する。

第3章 履修の通則

(履修年次)

第4条 学生は、原則として、所属学科の所属年次に配当された授業科目を履修するものとする。

(履修手続き)

第5条 学生は、指定する期日までに、履修しようとする授業科目について、履修登録を終えなければならない。

2 前項の登録をしていない科目については、履修することはできない。

3 本規程及びその趣旨に违背する登録については、訂正しなければならない。

(履修の制限)

第6条 次に掲げる授業科目は履修することはできない。

- (1) 履修登録をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 同一時間に開講する他の授業科目
- (4) 第3条第2項及び第3項に該当する授業科目

2 授業科目の一部について、履修人数を制限することがある。

3 次の各号の科目は、事前に示す科目を修得していなければ履修することはできない。

履修科目	履修前に修得しなければならない科目
臨床実習Ⅱ	臨床実習Ⅰ
臨床実習Ⅲ	臨床実習Ⅱ
臨床実習Ⅳ	臨床実習Ⅲ

(履修登録単位の制限)

第7条 各学科の履修登録できる単位数の上限は、次の各号とする。

(1) リハビリテーション学部理学療法学科

履修登録できる単位数の上限 半期25単位 年間49単位

(2) リハビリテーション学部作業療法学科

履修登録できる単位数の上限 半期25単位 年間49単位

- 2 履修登録単位数の上限に含まれるものは、所属学科の基礎科目、職業専門科目、展開科目並びに総合科目とする。
 - 3 前項に関わらず、履修登録単位数の上限には、次の科目又は対象者は含まないものとする。
 - (1) 学外施設で行われる実習及び実習指導に関する科目、並びに集中講義
 - (2) 再履修科目
(出席・欠席)
- 第8条 学生は、履修科目の単位認定を受けるためには、当該授業科目の授業回数の4分の3以上出席しなければならない。
- 2 次の各号による欠席については「公認欠席」とし、出席として取り扱う。なお、当該学生に対し担当教員が課題等を課すこととする。
 - (1) 忌引き
 - (2) 学校保健安全法施行規則第18条第1項に定める感染症
 - (3) 公共交通機関の事故等
 - (4) 認められた就職活動等（4年次のみ）
 - (5) 本学の代表として、公的行事に参加する場合の欠席。なお対象となる公的行事は、大学運営会議で決議したものに限る。
 - 3 前項における公認欠席の期間及び手続等については別に定める。
 - 4 同条第2項の規定に関わらず、出席に関し、教学・学生支援センター運営会議の議を経て学部長が必要と認めた場合には、配慮を行う場合がある。
 - 5 学生が、当該授業科目を授業回数の4分の1を超えて欠席した場合、授業担当教員は当該授業科目の受講を停止させることができる。
 - 6 学生が学期の途中で復学したときの授業科目の受験資格については、第1項を適用する。
 - 7 通年開講科目の授業時間数は、前期後期合算で計算するものとする。ただし、授業担当者があらかじめ年度の初めに学期毎に計算することを明示した場合は、この限りではない。

第4章 履修の特例

(履修学科等の特例)

- 第9条 学生は、他学科又は他大学で開講される授業科目については、当該学部学科の定める履修条件により、届け出等の諸手続きを経たうえで、これを履修することができる。
- 2 前項の場合、学科で定められた単位数を上限として、学則44条に定める卒業に必要な単位として算入することができる。但し、30単位を超えることはできない。
 - 3 前項に該当しない他学科での履修科目は、自由科目として取り扱う。

(履修年次の特例)

- 第10条 学生は、学部長が特段の必要性を認めた場合、所属年次より上の年次の授業科目を申請のうえ、履修することができる。

(履修科目の特例)

- 第11条 学生は、履修の希望の有無にかかわらず、学部長が指定した授業科目については、履修しなければならない。

第5章 成績評価

(成績評価)

- 第12条 成績評価は、各授業科目の教育目標に対する受講生の到達度を見るため、講義、演習、実験、実習、実技等の授業形態に応じた適切な評価方法及び評価基準に基づき行う。
- 2 成績の評価方法は、定期試験（筆記、口述、実技、論文、レポート等の方法を含む）及び臨時試験、小テスト、課題等を総合して行う。
- (評価基準)
- 第13条 成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。ただし、追試験の場合は20%以内において成績を減点することができる。卒業時再試験の評価は60点を最高得点とする。
- 2 評価は、次のとおりとし、S、A、B、Cは合格、Dは不合格とする。なお、Xは単位喪失、Wは履修中止、Hは成績保留とする。

- (1) Sは、100点～90点とする。
 - (2) Aは、89点～80点とする。
 - (3) Bは、79点～70点とする。
 - (4) Cは、69点～60点とする。
 - (5) Dは、59点以下とする。
- 3 成績評価の結果、合格と認定された科目について、当該授業科目の所定の単位を認定する。
- 4 他大学等での履修により修得した単位を本学の単位として認定した授業科目については、成績評価は行わず、単位のみの認定とし、Transferred Credit（以下、「T」という。）と表示する。
- 5 第2項による成績評価に基づく学業結果を総合的に判断する指標として、Grade Point Average（以下、「GPA」という。）制度を採用する。
- 6 前項に定めるGrade Point（以下、「GP」という。）は、次のとおりとし、S、A、B、C、D及びXについて、そのGPにその単位数を乗じて得た数の総和を総履修登録単位数（T及びWを除く）で除して算出する。ただし、卒業単位に算入されない科目は算出対象としない。
- (1) Sは、4ポイントとする。
 - (2) Aは、3ポイントとする。
 - (3) Bは、2ポイントとする。
 - (4) Cは、1ポイントとする。
 - (5) Dは、0ポイントとする。
 - (6) Xは、0ポイントとする。
- 7 不正行為を行った者に対する成績評価等の取扱いについては、別に定める。

第6章 試験

（試験の種類）

第14条 試験の種類には、定期試験、臨時試験、追試験、再試験がある。

（定期試験）

第15条 定期試験は、各学期末に期日を定めて行う試験をいう。

- 2 定期試験の時間割等については、あらかじめ通知する。定期試験の時間割は、原則として授業日程表に準じて編成する。
- 3 定期試験の方法は、筆記試験、口述試験、実技試験、レポート等、各科目担当者が定めたものとする。

（臨時試験）

第16条 臨時試験（中間試験等）は、授業担当教員が授業の理解度を確認する目的として必要に応じ授業期間中に行う試験をいう。

（追試験）

第17条 追試験は、病気、事故及び公認欠席などやむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。

- 2 追試験を受験する場合、原則として試験終了後3営業日以内に追試験願（病気の場合は診断書、事故の場合はその証明書等を添付）を提出し、許可を受けなければならない。
- 3 追試験の日時については、その都度通知する。

（再試験）

第18条 再試験は、定期試験又は追試験の結果が不合格と判定された授業科目について、実施する試験をいう。

- 2 再試験対象科目及び日程は、あらかじめ通知する。
- 3 再試験を受験する場合、所定の受験料を添えて、再試験願を提出しなければならない。
- 4 次の各号の一に該当する場合は再試験を受験することはできない。
 - (1) 不合格科目の成績評価が「X」、「W」又は「欠試」であった場合
 - (2) 不合格科目が、「実習・実技にかかわる科目」、「単位互換による科目」のいずれかであった場合

第7章 単位認定

（単位認定の時期）

第19条 単位認定は、各学期末に行う。

2 前項の単位認定は、前期開講科目については前期末に、後期開講科目については後期末に、前期後期通年開講科目については後期末に各々行う。

第8章 進級、留年、学修指導

(進級基準・留年・学修指導)

第20条 各学部学科の進級基準は次の各号とする。

(1) リハビリテーション学部 理学療法学科

2年次終了時において、1年次に担当されている職業専門科目の必修科目を未修得の場合、又は1年次に担当されている職業専門科目の必修科目をすべて修得していても2年次に担当されている職業専門科目の必修科目を3科目以上未修得の場合は3年次へ進級できないものとする。3年次終了時における進級は、2年次に担当されている職業専門科目の必修科目を未修得の場合、又は2年次に担当されている職業専門科目の必修科目をすべて修得していても3年次に担当されている職業専門科目の必修科目を3科目以上未修得の場合は4年次へ進級できないものとする。

(2) リハビリテーション学部 作業療法学科

2年次終了時において、1年次に担当されている職業専門科目の必修科目を未修得の場合、又は1年次に担当されている職業専門科目の必修科目をすべて修得していても2年次に担当されている職業専門科目の必修科目を3科目以上未修得の場合は3年次へ進級できないものとする。3年次終了時における進級は、2年次に担当されている職業専門科目の必修科目を未修得の場合、又は2年次に担当されている職業専門科目の必修科目をすべて修得していても3年次に担当されている職業専門科目の必修科目を3科目以上未修得の場合は4年次へ進級できないものとする。

第21条 GPAの結果により、学生及び保証人に対して次の各号の学修指導を行う。

- (1) 各学期においてGPAが1.00未満の学生に対し、学科長より本人及び保証人に文書等による警告を行う。
- (2) GPA2.00未満が2学期(2セメスター)連続した学生に対し、学年担任より本人に注意と指導を行う。
- (3) GPA2.00未満が3学期(3セメスター)連続した場合及び通算で4学期になった学生に対し、学年担任より本人及び保証人に注意と指導を行う。
- (4) GPA1.50未満が3学期(3セメスター)連続した学生に対し、学科長より本人及び保証人と面談し、引き続き学修する意思があるか確認を行う。
- (5) GPA1.00未満が3学期(3セメスター)連続した学生に対し、学部長より本人及び保証人に退学勧告を行う。

第9章 卒業

(卒業資格)

第22条 卒業は、学則第44条の定めにより、本学部の学生が卒業資格を得るためには、別表2に定める科目区分ごとに卒業に必要な単位を134単位以上修得しなければならない。

第10章 規程の改廃

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て行うものとする。なお、改廃した場合は、法人運営会議に報告するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和6(2024)年2月15日に制定し、令和5(2023)年4月1日に遡って施行する。
- 2 この規程は、令和6(2024)年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、令和6(2024)年9月29日から改正施行する。
- 4 この規程は、令和7(2025)年4月1日から改正施行する。

別表1-1 リハビリテーション学部 理学療法学科 科目配置表 令和7年度以降入学者

6 教育課程・カリキュラム表 1)と同様です。20ページを参照ください。

別表1-2 リハビリテーション学部 作業療法学科 科目配置表 令和7年度以降入学者

6 教育課程・カリキュラム表 1)と同様です。23ページを参照ください。

別表2 卒業要件単位

リハビリテーション学部 理学療法学科

科目区分	必修	選択	合計
基礎科目	12単位	8単位以上	20単位以上
職業専門科目	88単位	2単位以上	90単位以上
展開科目	12単位	8単位以上	20単位以上
総合科目	4単位	---	4単位以上
合計	116単位	18単位以上	134単位以上

リハビリテーション学部 作業療法学科

科目区分	必修	選択	合計
基礎科目	12単位	8単位以上	20単位以上
職業専門科目	88単位	2単位以上	90単位以上
展開科目	12単位	8単位以上	20単位以上
総合科目	4単位	---	4単位以上
合計	116単位	18単位以上	134単位以上

アール医療専門職大学 履修規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、アール医療専門職大学履修規程（以下「履修規程」という。）に基づき、履修等について必要な事項を定める。

(公認欠席)

第2条 履修規程第8条第3項に規定する公認欠席の公認欠席期間及び添付書類ならびに提出期限は次のとおりとし、公認欠席の場合は必要な書類を添付し期限までに「公認欠席届」を提出しなければならない。

公欠事由	公欠期間	添付書類	提出期限
忌引き	父母・子・配偶者：連続5日以内 祖父母・兄弟姉妹：連続3日以内 曾祖父母・叔伯父母：1日 ※公欠期間は休日を含める。	会葬礼状等、通夜・葬儀の日程が分かるもの	登校可能後、1週間以内
学校保健安全法施行規則第18条第1項に規定する感染症	罹患してから治癒するまでの期間及び医師の登校許可が出るまでの日	医療機関を受診した領収書・明細書または診断書（注1）	登校可能後、1週間以内
公共交通機関の事故等	公共交通機関の遅延した時間	交通機関発行の証明書	証明書発行日当日
認められた就職活動（4年次のみ）	採用試験等の所定の日数	就職活動の内容が確認できる書類	該当日から1週間以内
本学の代表として、公的行事への参加を大学運営会議が認めたもの	行事参加日	公式試合・公演・発表等に関する要項等	該当日から1週間以内

(注1) 診断書の場合は、①出席停止期間、②登校に差し支えない状況であることについて医療機関へ記載依頼をすること。

2 前項において、次の事項に該当した場合、教学・学生支援センター長が公認欠席を認めることがある。

- (1) 葬儀のため、遠方に赴く場合は往復の移動に係る日数の加算を認める場合
- (2) 学校保健安全法施行規則第18条第1項以外の感染症において、第3種の感染症として措置する必要がある場合

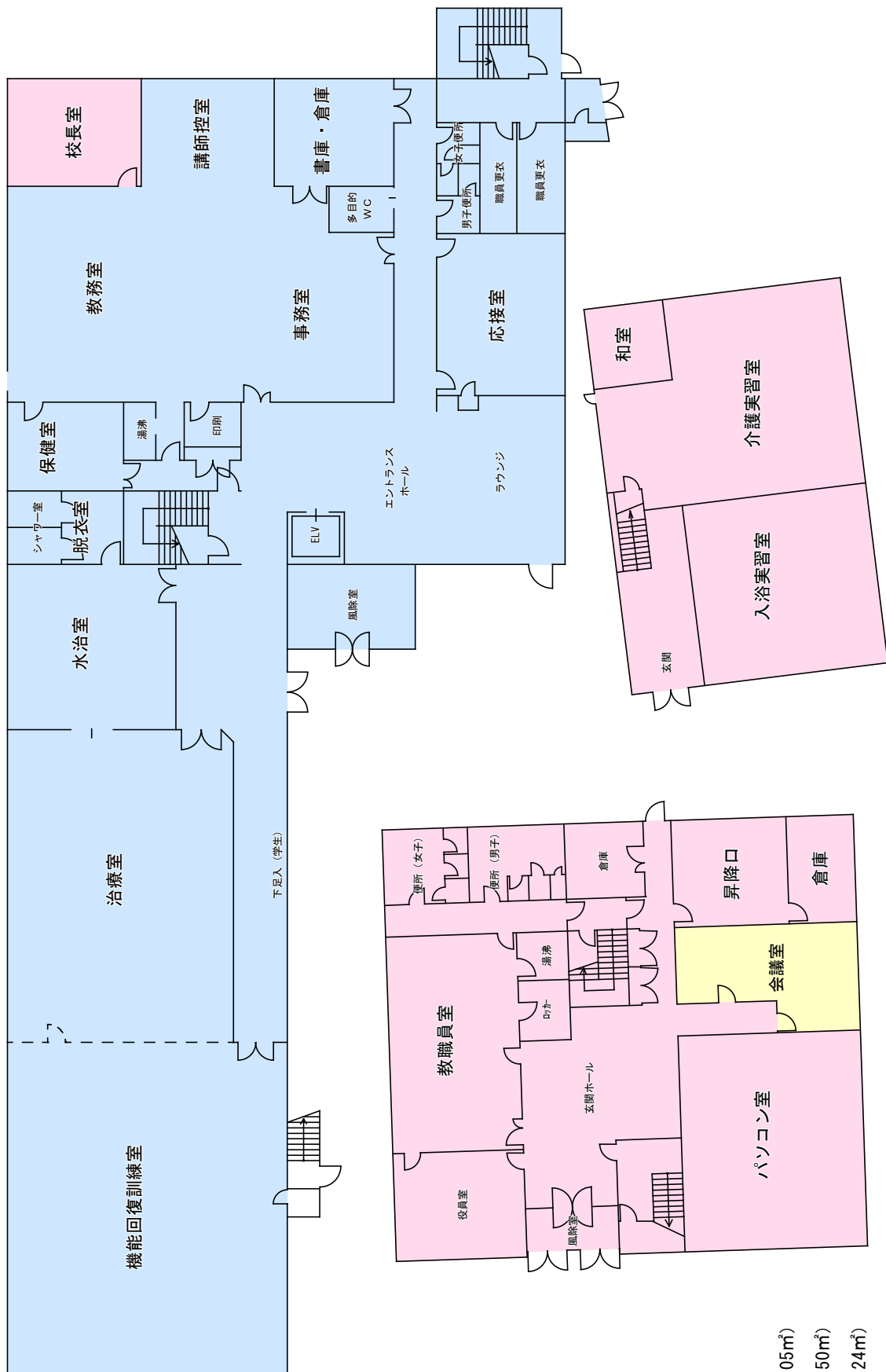
(細則の改廃)

第3条 この細則の改廃は、教学・学生支援センター運営会議の議を経て行うものとする。なお、改廃した場合は、大学運営会議に報告するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和7（2025）年4月1日に制定施行する。

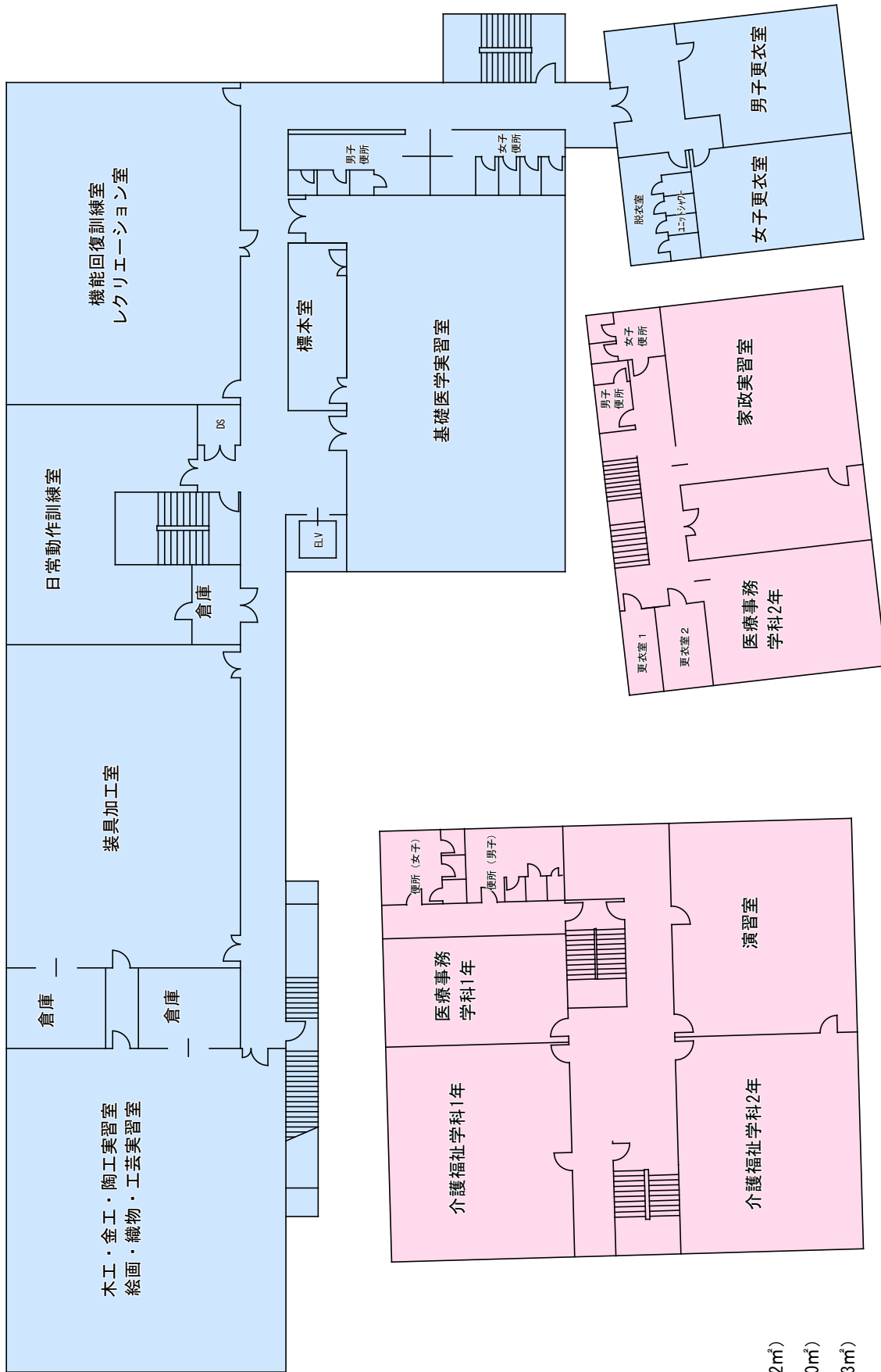
3号館
本部棟 1階平面図



【1階 床面積】

- 専門職大学専用 (1,107.05㎡)
- 共用 (42.50㎡)
- 専門学校専用 (638.24㎡)

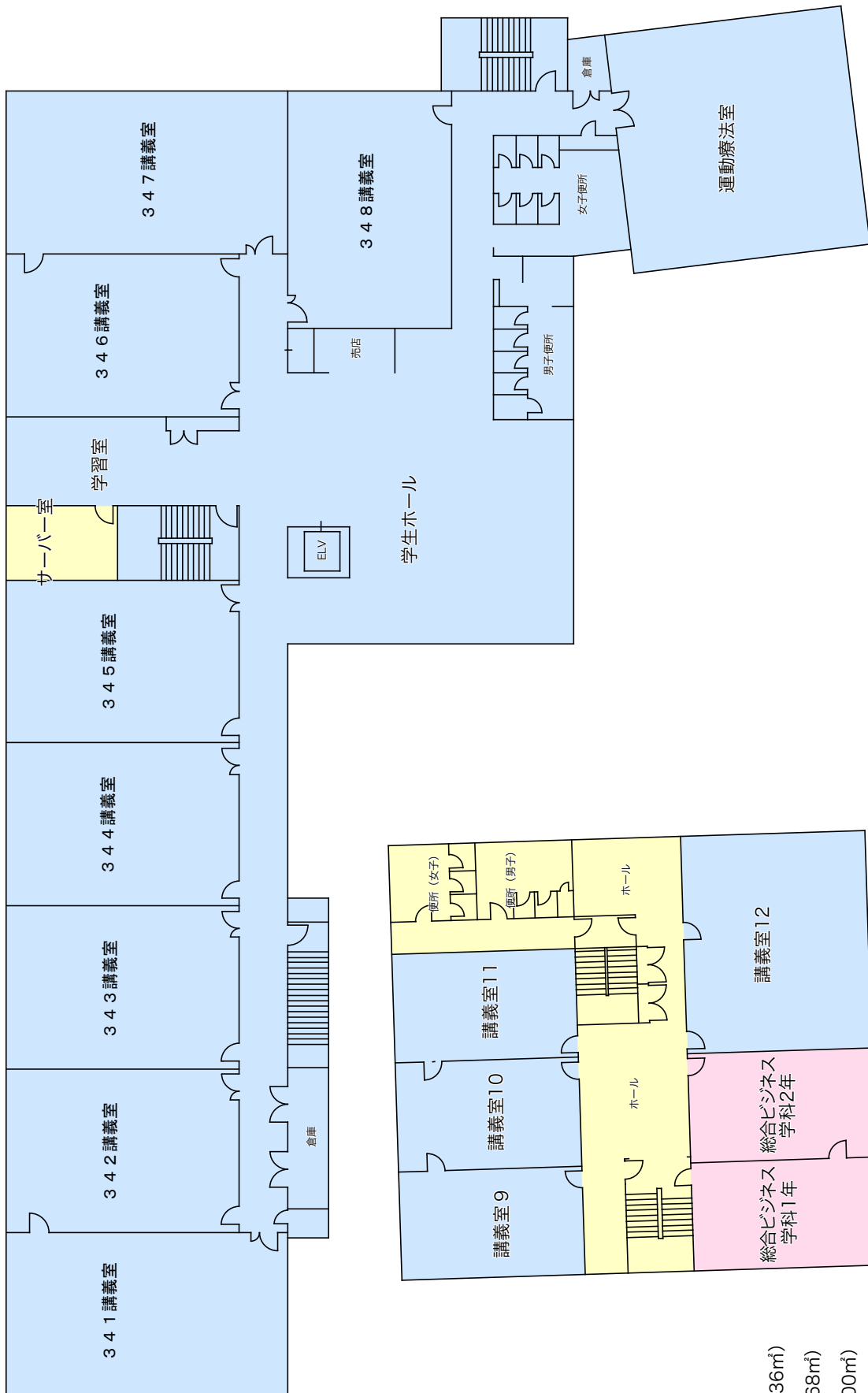
3号館 本部棟 2階平面図



【2階 床面積】

- 専門職大学専用 (1,246.52㎡)
- 共用 (0.00㎡)
- 専門学校専用 (657.53㎡)

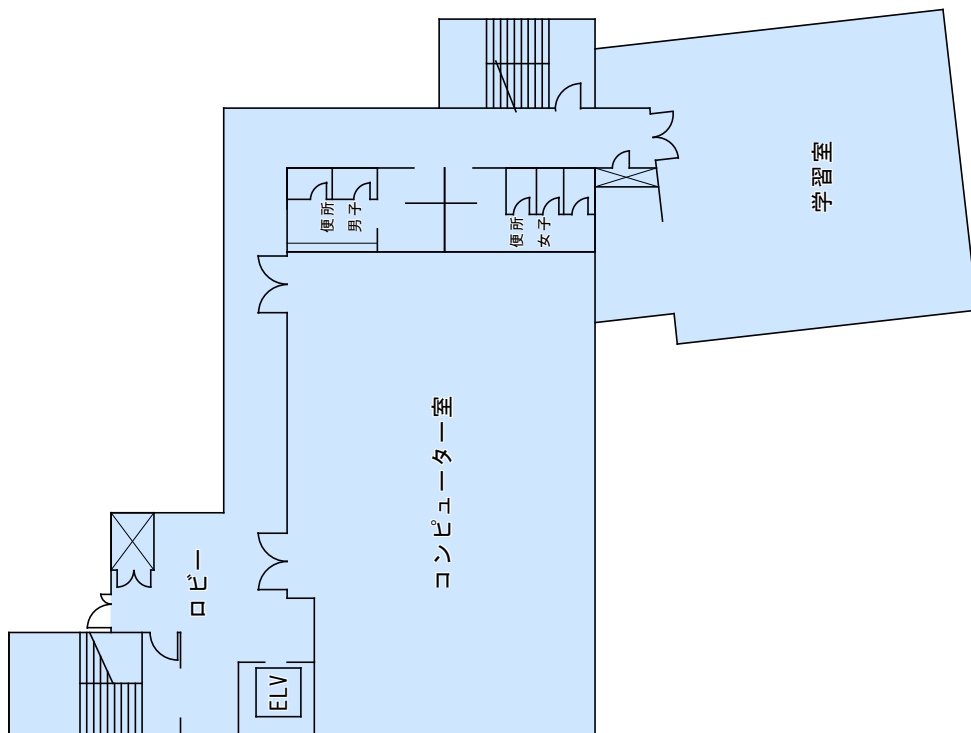
3号館
本部棟 3階平面図



【3階 床面積】

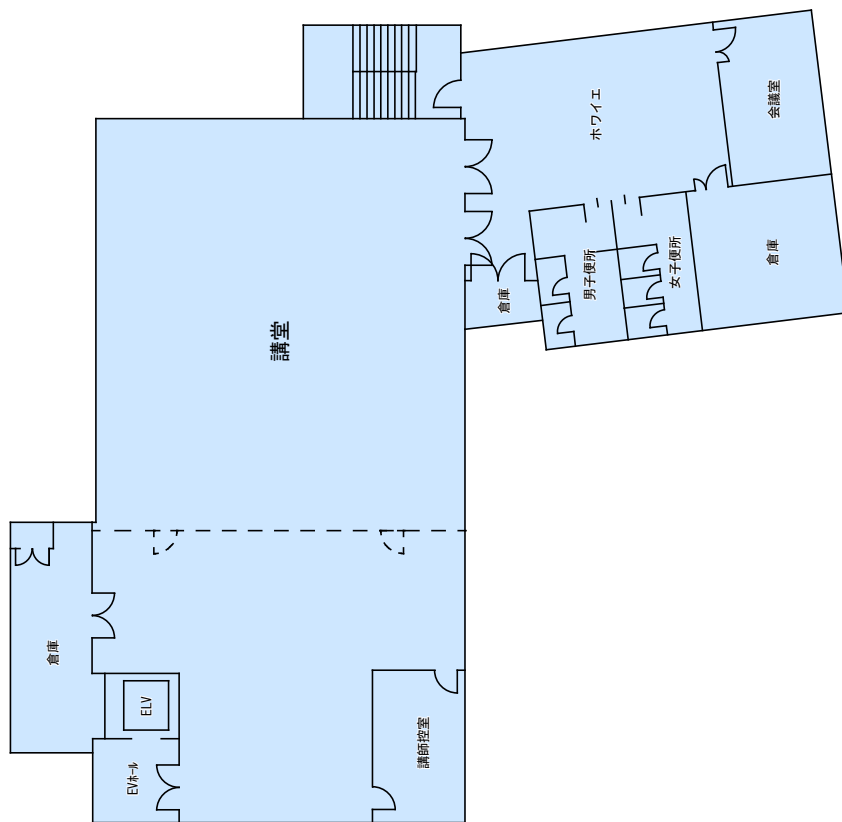
- 専門職大学専用 (1,494.36㎡)
- 共用 (159.68㎡)
- 専門学校専用 (85.00㎡)

3号館
本部棟 4階平面図



- 【4階 床面積】
- 専門職大学専用 (518.08㎡)
 - 共用 (0.00㎡)
 - 専門学校専用 (0.00㎡)

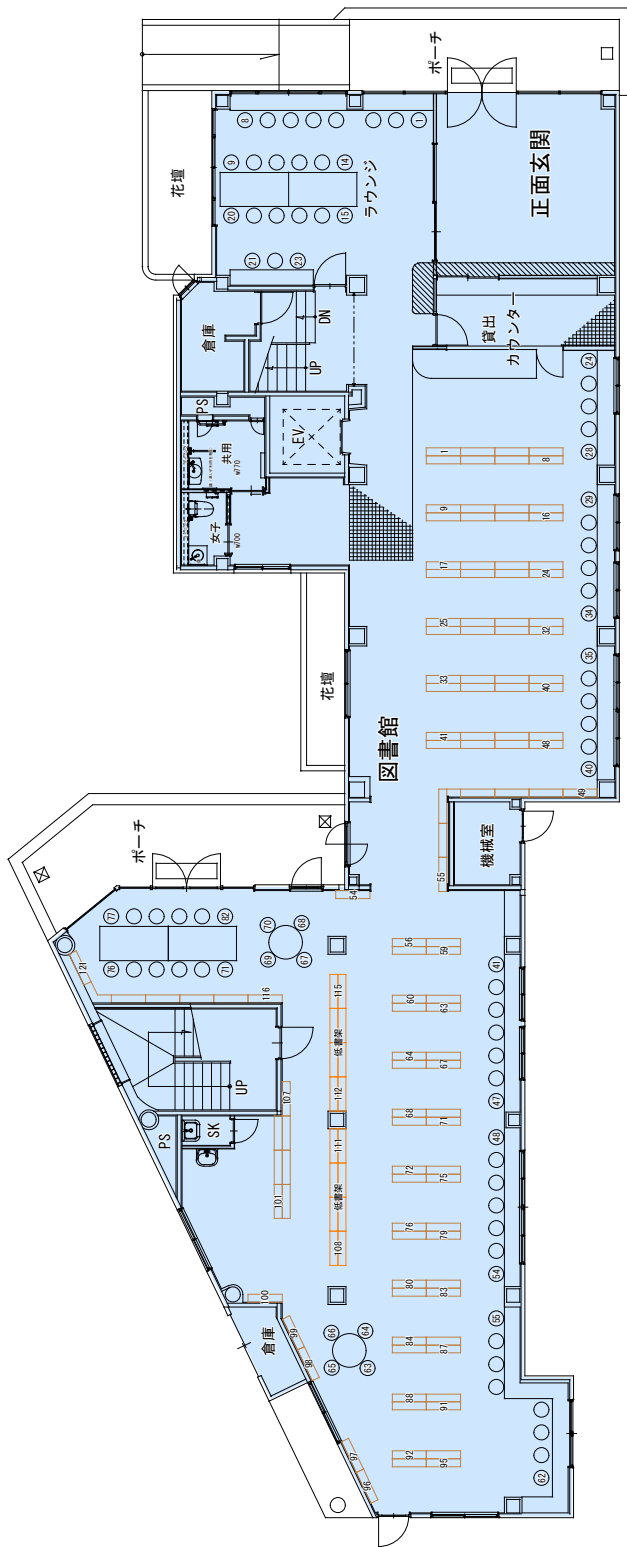
3号館
本部棟 5階平面図



【5階 床面積】

- 専門職大学専用 (526.89㎡)
- 共用 (00.00㎡)
- 専門学校専用 (00.00㎡)

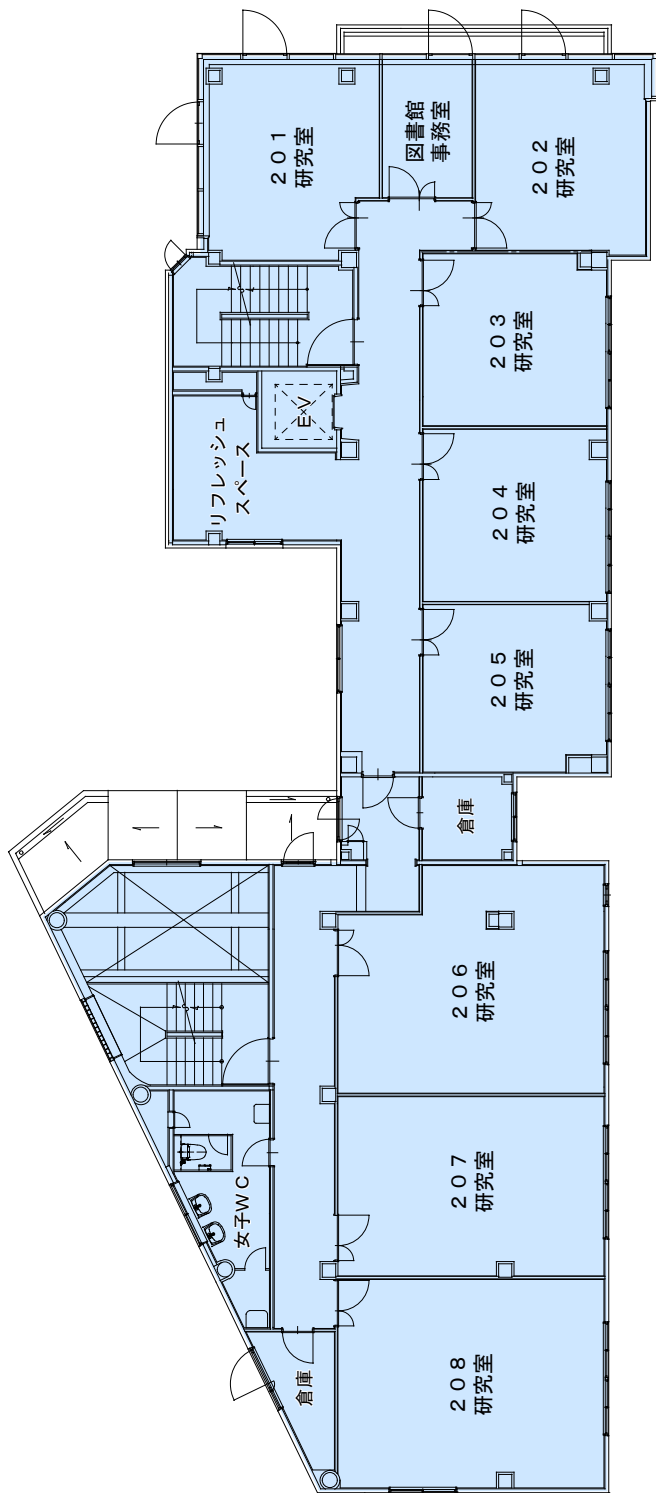
1号館
図書館研究室棟 1階平面図



【1階 床面積】

- 専門職大学専用 (306.87㎡)
- 共用 (0.00㎡)
- 専門学校専用 (0.00㎡)

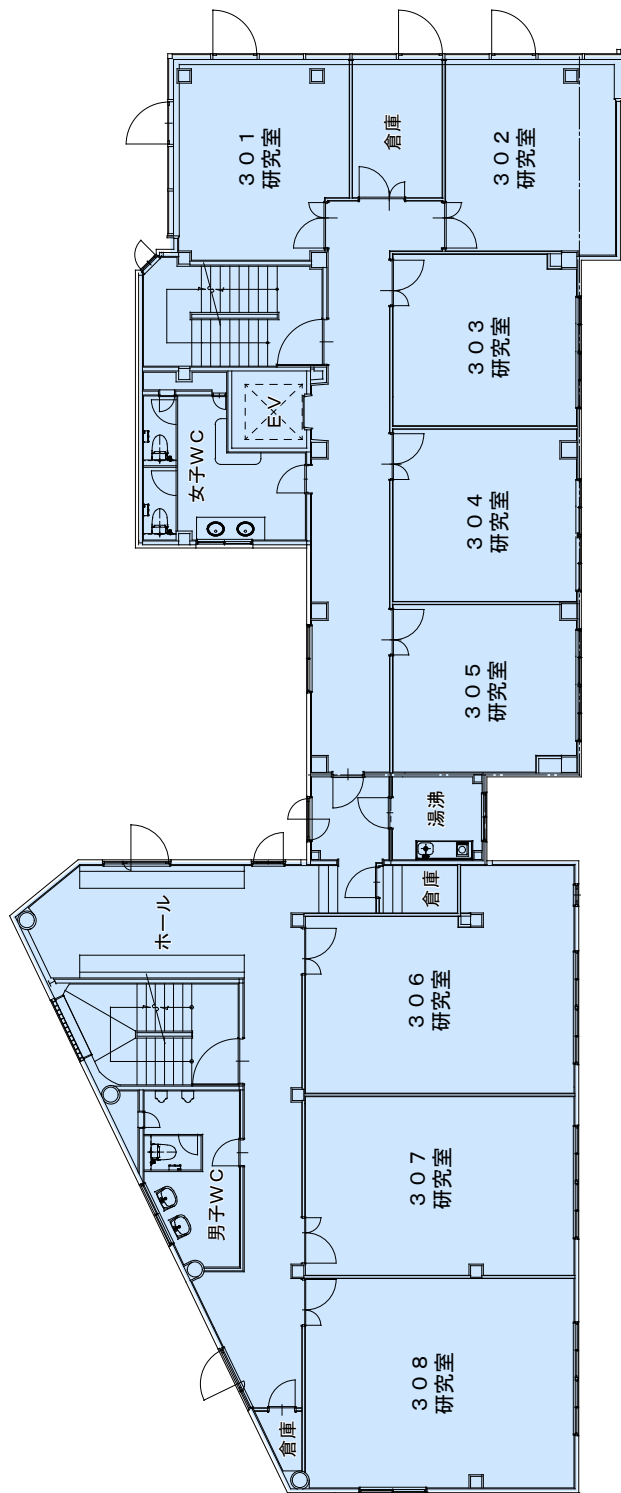
1号館
図書館研究室棟 2階平面図



【2階 床面積】

- 専門職大学専用 (379.48㎡)
- 共用 (0.00㎡)
- 専門学校専用 (0.00㎡)

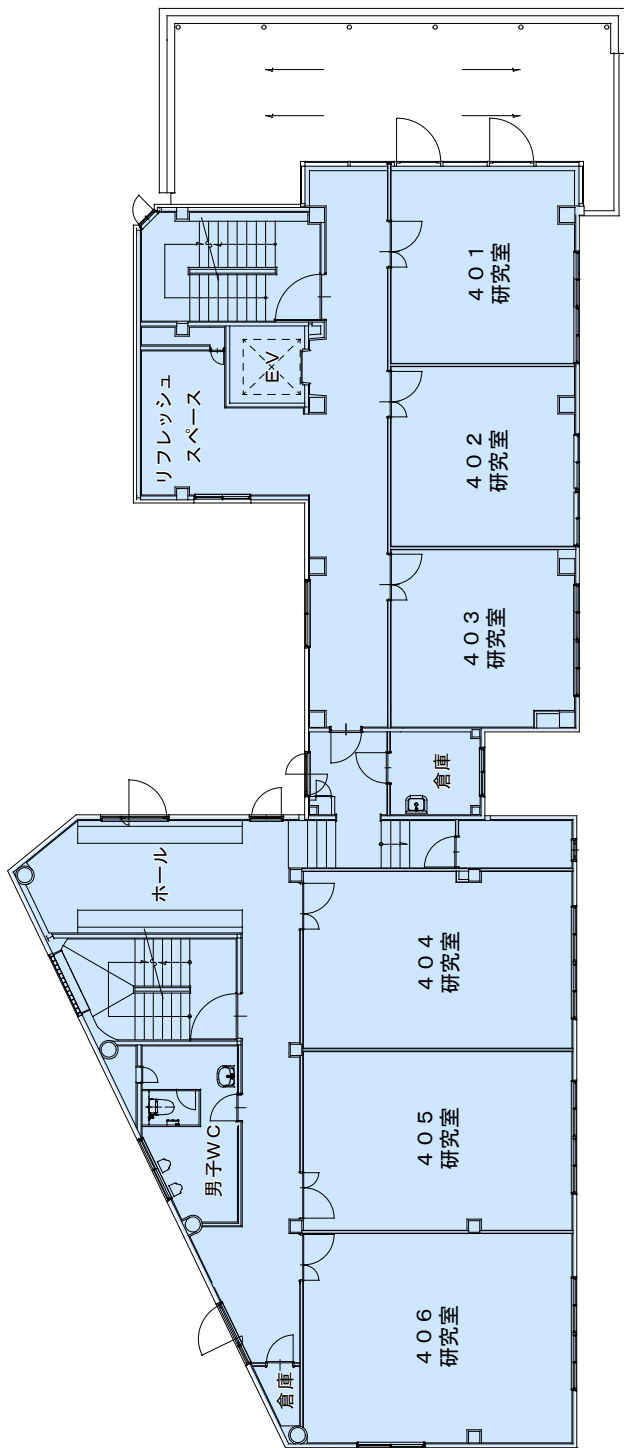
1号館
図書館研究室棟 3階平面図



【3階 床面積】

- 専門職大学専用 (396.31㎡)
- 共用 (0.00㎡)
- 専門学校専用 (0.00㎡)

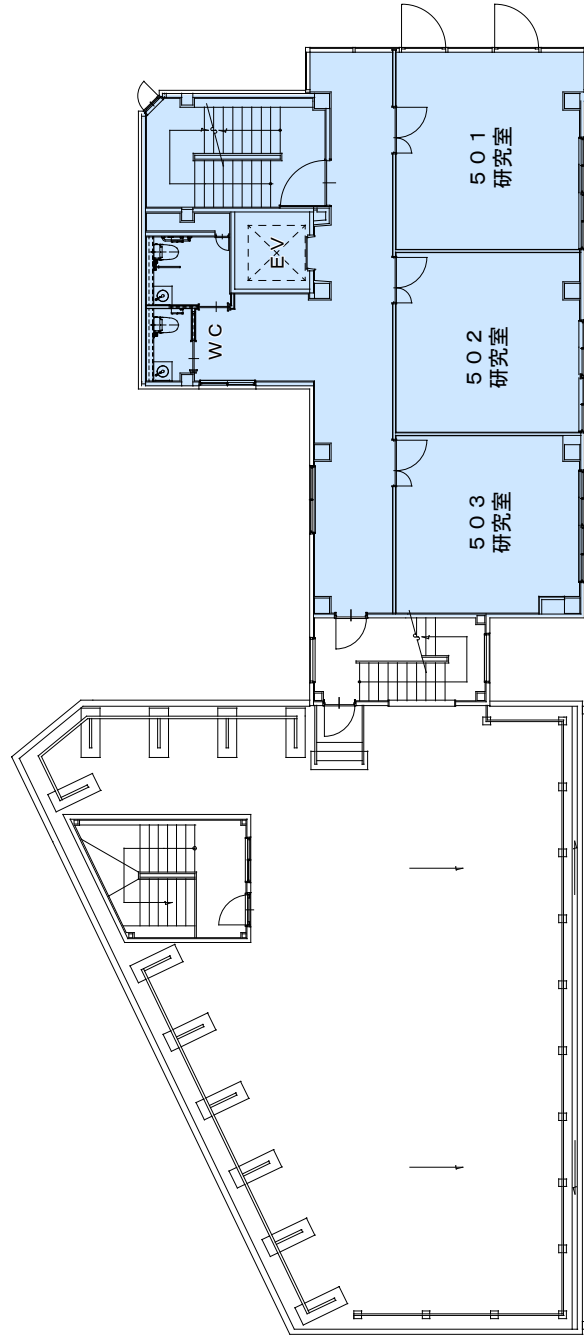
1号館
図書館研究室棟 4階平面図



【4階 床面積】

- 専門職大学専用 (341.69㎡)
- 共用 (0.00㎡)
- 専門学校専用 (0.00㎡)

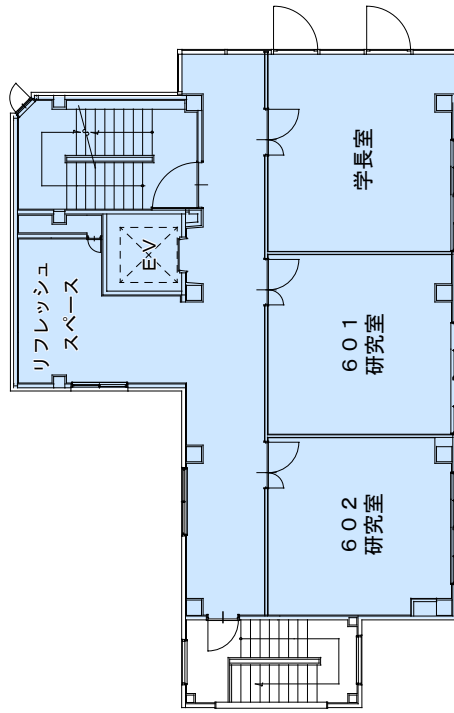
1号館
図書館研究室棟 5階平面図



【5階 床面積】

- 専門職大学専用 (150.42㎡)
- 共用 (0.00㎡)
- 専門学校専用 (0.00㎡)

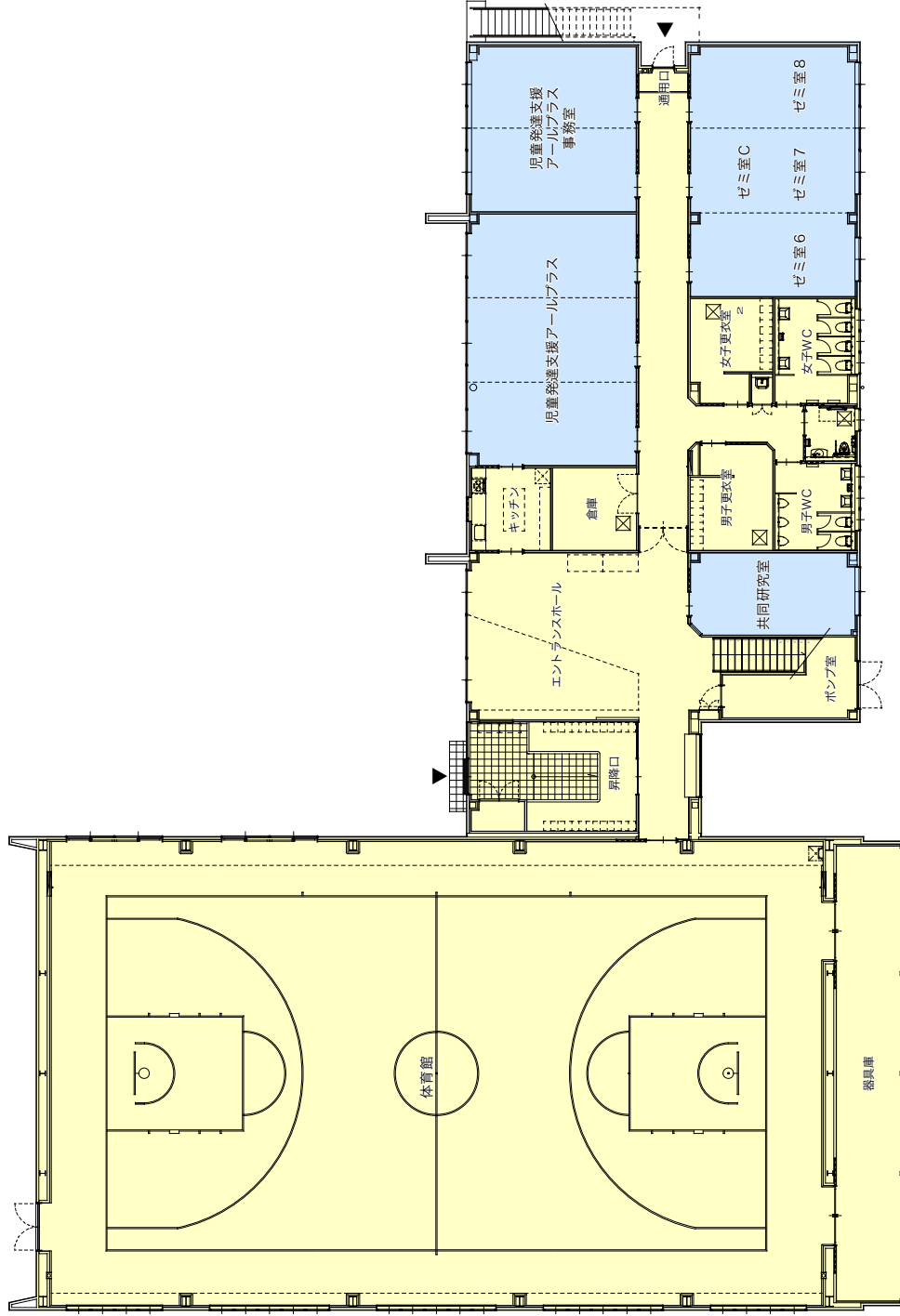
1号館
図書館研究室棟 6階平面図



【6階 床面積】

■	専門職大学専用 (173.26㎡)
■	共用 (0.00㎡)
■	専門学校専用 (0.00㎡)

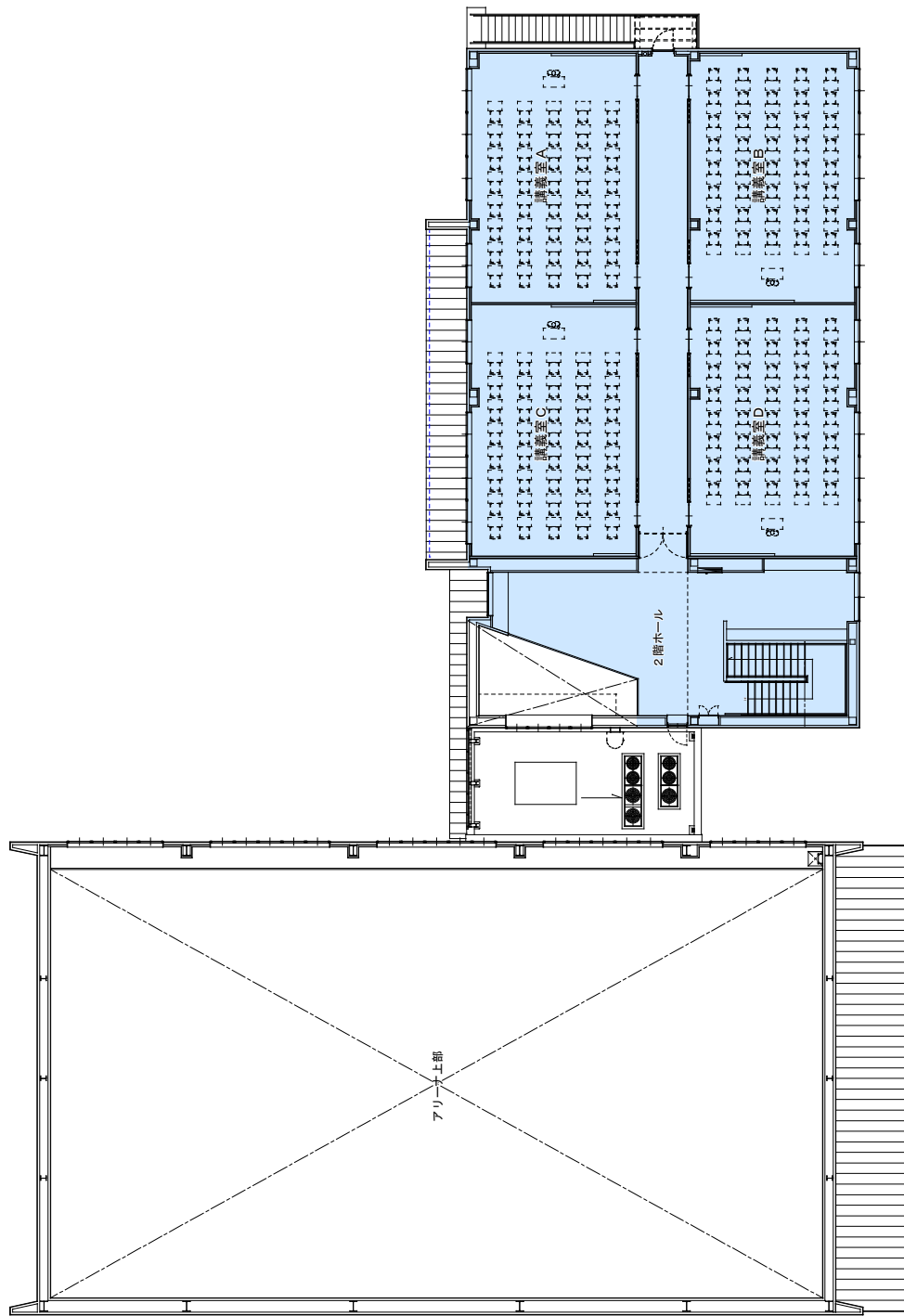
5号館
体育館講義棟 1階平面図



【1階 床面積】

- 専門職大学専用 (222.28㎡)
- 共用 (1,040.38㎡)
- 専門学校専用 (0.00㎡)

5号館
体育館講義棟 2階平面図



【2階 床面積】

- 専門職大学専用 (452.73㎡)
- 共用 (0.00㎡)
- 専門学校専用 (0.00㎡)

12 学校法人筑波学園 キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン

§. キャンパス・ハラスメントに対する基本方針

キャンパス・ハラスメントは、ひとりひとりの学ぶ権利、働く権利への重大な障害となります。

本学園では、キャンパス・ハラスメントが学生や教職員の「人権」を侵害し、適切な「教育環境の形成」を阻害するものであることを再認識し、広く啓発活動を行うとともに、学ぶ場・働く場としての快適な教育研究環境、労働環境のために最大限の具体的かつ必要な配慮に務めて参ります。

本ガイドラインは、本学園キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程第5条第1項に基づき、本学園におけるキャンパス・ハラスメントを防止し、また排除するために本学園の構成員が認識すべき事項並びに、キャンパス・ハラスメントが発生した場合における具体的対応等について必要な事項をまとめたものです。

§. キャンパス・ハラスメントとは

キャンパス・ハラスメントとは、相手側の意に反する不適切な言動、行為等を行うことによって、相手側に不快感や不利益を与え、又は相手側を差別的若しくは不利益な取扱いをすることによって相手側の人権を侵害し、教育研究・学習及び労働環境を悪化させることをいいます。

キャンパス・ハラスメントには、下記に挙げるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントなどがあります。

1. セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、「相手や他の人を不快にさせる性的言動」です。

「性的言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動や、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動等も含まれます。行為者本人が意図すると否とにかかわらず、相手や他の人が「望まない」、あるいはまた「不快」と感じる性的言動を行うことはセクシュアル・ハラスメントに該当します。また、セクシュアル・ハラスメントは、次の二つに大別されます。

- ・ 地位利用型（対価型）セクシュアル・ハラスメント
相手に教育、研究、指導、助言、採用、就労などの関係で、利益や不利益を与えることのできる立場にある者が、その立場を利用して相手に性的要求をすることです。
- ・ 環境型セクシュアル・ハラスメント
性的言動によって、教育・研究・労働の環境を害することです。これには、性的言動の対象者以外の者が「不快」と感じた場合、あるいは性的言動が特定の相手に向けられたものでない場合も含まれます。

2. アカデミック・ハラスメント

教員等の権威的又は優越的地位にある者が、意識的であるか無意識的であるかを問わず、その優位な立場や権限を利用又は逸脱して、その指導等を受ける者の教育・研究意欲及び教育・研究環境を著しく阻害する結果となる、教育・研究上不適切な言動、指導又は待遇をいいます。

(1) 修学・教育上のアカデミック・ハラスメント

- ア 教育的な指導を理由なく拒否し、放置すること。
- イ 常識的に不可能な課題の達成を強要すること。
- ウ 他大学又は他研究室へ進学したり、異動したりすることを許さないこと。
- エ 課外活動やゼミから正当な理由なく排除すること。
- オ 不公平・不公正な成績評価をしたり、単位を与えないこと。
- カ 不適切な環境下において指導を強制すること。

(2) 研究上のアカデミック・ハラスメント

- ア 設備、研究資金、資料等の利用を不当に制限すること。
- イ 研究発表活動を不当に制限すること。
- ウ 経済的に困難な学会活動や研究活動を強要すること。
- エ 研究チームから不当に排除すること。

(3) 教育活動や就業上のアカデミック・ハラスメント

- ア 教育や業務に関して著しく不公平・不公正な評価をすること。
- イ 昇進や評価に関する権限を濫用すること。
- ウ 通常の業務時間内では達成が困難な課題を日常的に強要すること。

3. パワー・ハラスメント

職務関係などにおける権力や上位の立場、優位な地位等を背景に、意識的であるか無意識的であるかを問わず、その部下や同僚の職務上の権利を侵害したり、人格的尊厳を傷つけたりする不適切で不当な言動、指導又は待遇をいいます。

4. モラル・ハラスメントほか

言葉や態度、身振りや文書などによって、相手の人格的尊厳を傷つけたり、修学・研究や仕事の環境を悪化させたりすることをいいます。上下関係にある場合のみならず、対等であるべき同僚・仲間の間柄でも起こりうるのが特徴です。

さらに、上記以外にも、相手の人格や個人の尊厳を傷つける不適切で不当な言動、指導又は待遇といった人権を侵害する行為のすべてがキャンパス・ハラスメントに該当します。

§. 適用範囲

本ガイドラインは、本学園における学生（科目等履修生、聴講生等を含む）（以下「学生等」という）、教職員（嘱託教職員を含む）及び学生等の保護者並びに委託業者等本学園と関係を有する者（以下「構成員」という）に適用します。

§. キャンパス・ハラスメント防止のための体制

本学園には、キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程に基づいて、本学園においてキャンパス・ハラスメントが発生した場合に適切に対処し、その解決を図る機関としてキャンパス・ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）が設置されています。

対策委員会の任務は、キャンパス・ハラスメントに関する苦情及び相談にかかわる必要な対応を行うことです。

対策委員会は、大学、専門学校、各事務部署等から相対的に独立した機関として、キャンパス・ハラスメントの防止、排除等に向けて公正に対応します。

§. 相談窓口など

1. 相談窓口

キャンパス・ハラスメント相談窓口及び相談員の氏名、所属、連絡方法等については、学内で公表します。

<相談の流れ>

- ・ 窓口において苦情相談を受け付けた相談員は、相談者の同意がある場合に限り、対策委員会委員長（以下「対策委員長」という）に報告します。
- ・ 報告を受けた対策委員長は、当該苦情相談に適切なキャンパス・ハラスメント調査員（以下「調査員」という）を対策委員会委員のうちから選任し、事案の対処に当たります。
この場合において、苦情相談を申し出た者があらかじめ特定の調査員を指定したときは、対策委員長はこれを尊重し、調査員を選任します。
- ・ 選任された調査員は、対策委員長と連絡を取りながら、具体的な苦情相談に応じ必要な調査を行います。
- ・ 調査員は、苦情相談に際し当該事案の事実確認、救済措置等が困難であると判断したときは、対策委員長にその旨を報告し、キャンパス・ハラスメント審査会（以下「審査会」という）の設置を要請します。

2. 審査・処分

審査会は、調査員からの要請に基づき、対策委員長が選任する対策委員会委員4名以内をもって組織されます。審査会では、当該事案に係る調査を行い、審査結果をまとめた審査報告書を遅滞なく作成し、これを対策委員長に提出します。

対策委員長は、審査報告書その内容に応じて速やかに学長・校長又は担当理事に提出するものとし、就業規則又は学則に基づく処分を要する場合には、その要請手続を執るものとする。

§. 不利益取り扱いの禁止

本学園の構成員は、キャンパス・ハラスメントに対する苦情の申し出、当該苦情に係る調査への協力その他キャンパス・ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはなりません。

§. 守秘義務

苦情相談に係る対応、及び審査会の調査に当っては、関係者のプライバシーや名誉、その他人権を尊重するとともに知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。

§. 教育・研修・啓発活動

本学園では、キャンパス・ハラスメント対策委員会においてキャンパス・ハラスメント防止のための教育・研修・啓発活動を行います。本学園にかかわる人々を対象とした啓発活動を行っていくことで、キャンパス・ハラスメントの防止に努め、適切な各種の対策を実施することにより、本学園におけるキャンパス・ハラスメントの一扫を目指しています。